

此の黨派が時の政府と關係なかりしことは、御手洗の証言に於る通り、一九四四年七月東條内閣を倒壊したものは眞實政治會代議士の内閣不信任決議（一二五）であつたことが何よりも雄辯に之を物語ります。之に依り此の政黨が獨逸に於てヒトラー政權支持を唯一の目的としたナチ黨又はムソリニの私黨であつたフアシストとは全然正反對のものであることが明白であります。

（一二五）記録一七、七九八

本訴訟の直接的辯論のためには以上の説明を以て盡くして居りますが、然らば何故に一九四〇年秋に至りそれ迄存在し、此時自存的に解消した政友會、民政黨、其他の政黨について一言附加説明することは徒爾ではありますまい。日本の政治は前に引用した如く大正の初まで存続して居つた藩閥又は軍閥の勢力が打倒せられ、一九一八年以來政友、民政の二大政黨を中心として動いて來たのであります。丁度その頃よりして政黨の腐敗といふ聲が起りました。政治資金に關する疑獄事件が毎年のように連續して續發致したのであります。(一二五ノA)

偶然の一致であるかも知りませんが、ちようど此頃、我國の經濟生活は非常なる悲境に陥つたのであります。此等のことは二つの政黨の根本理念として居る政治的自由主義が禍をなすものであるといふ觀察が擴まり、政黨外よりは、之を打破すべしとの運動が起り政黨内からも自から解散すべしとの論が起つたのであります。(一二五ノB) 此の時に近衛公爵は國內に新体制を作らねばならぬとの主張を致しました。之が今まで低迷して居つた政治改革思想に一進路を與へるものとして歴史的の歡迎を受けた

- (一二五ノA) 記録一七、七六六  
 (一二五ノB) 記録一七、七三四

のであります。第二次近衛内閣の基本國策要綱（法廷議第五四一號）第三の2中に強力なる政治新体制を確立し國政の綜合統一を圖るといふのは、之を意味して居ります。然らば近衛公に依て主張せられ又全國的政治家が之に共鳴した政治の理想といふのは抑々何であつたか。

個人主義自由主義の政治の弊害を認めて、之を除くための新運動が起つたといふことよりして直ちにこの新運動が全体主義的の運動であると考へる人があつたならば、これ程日本の政治に對する大きな無理解といふものはありません。當時考へられて居つたことは、左様なものではなく、日本本來の政治の姿に立戻らうといふ主張であります。私は多くの證據を引用するよりも右第二次近衛内閣の内務大臣たりし平沼氏が昭和十六年一月二十八日議會に於て説明したるところを指摘（一二六）すれば足ると思ひます。平沼氏の説明は我國の皇道は個人主義ではないが、さりとて決して全体主義ではない。全体主義は全体のために個人を犠牲とする主義であるが「我々の皇道は總ての者をしてその所を得しめ、天下一人もその所を得ざる者なからしむるといふのが我が皇道の眞諦である」と考へる。此點より考へますれば、全体のこととも考へなければならぬし、又個人のこととも考へなければならぬのでありまして全体のために個人を犠牲とするといふ絶對の考へとは

（一二六）

證二三六五、記録一八一六九

全く違ふのであります。――中略――従つて西洋で發達しました全体主義の思想と我が皇道主義といふものとは大なる差の存するものであると自分は信じて居ります。――(一二七)といつて居ります。之に依り、日本の政界が全体主義を目ざして轉換したものでないことは極めて明白であります。

此の問題に關して會て「八紘一字」の字義に關し法廷に於ける争の生じたことがあります。此の文字は支那の古典より借り來つた文字でありまして、裁判所には中國より學識豊富なる裁判官も列席せられて居ることでありますから、私はここにその字義の説明を致しません。唯、記録二三九三五頁以下井上證人の證言及同人の提出した著書等は多少の参考にもなるかと存じます。是亦全体主義的思想乃至侵略の意味を寓するものでないことはいふまでもありません。

(一二七)記録一八一七〇―一七一

俘虜及抑留者の取扱に就いて

東條被告は其の口供第百三十項に於て陸軍大臣の開設したる俘虜收容所に於て收容せられる迄の間の俘虜の取扱は、總て統帥系統内の取扱事項として統帥關係者の責任（一二八）である。従つて此時迄の出來事については陸軍大臣の責任でない旨を述べて居ります。此のことは日本に於ける統帥と軍事行賤との獨立に關する根本的な憲法上の法則から生ずるものであります。之に關係する舊憲法の法則は言ふまでもなく憲法第十一條（一二九）と同第十五條（一三〇）とであります。陸軍大臣、海軍大臣も憲法第五十五條の國務大臣であります。憲法第十一條の軍の統帥については國務大臣たる陸海軍大臣は天皇を輔弼せず、又之に容喙することとは出來ず、従つて之に關し責任を負ふこととはないといふのが日本憲法の解釋であります。此のことは會て證人藤田嗣治の證言（一三一）した處であります。なほ憲法第五十五條の規

- (一三二八) 記録三六四一二
- (一三二九) 記録一七四七二
- (一三三〇) 一七四七五
- (一三三一) 一七五四八

定が統帥に及ばないことは一九二五年三月に時の政府が貴族院に於て公に發表せられた解釋であることに御注意を乞ひます。(一三二)海軍側の辯護人より申請されました證人澤本頼雄も亦海軍大臣と海軍軍令部との關係につき右と同様の證言(一三三)を致して居ります。然らば何故に陸軍大臣が前線に赴く將兵に戰陣訓を與へたかといふ疑問が起つて参ります。その關係は、次のようであります。

即ち陸軍大臣は陸軍省官制(一三五)の第一條に依り陸軍軍人を統督する責任を負つて居ります。即ち陸軍大臣は日本に於ける總ての將兵に對し必要なる戰爭に關する技術を教へ込む責任があると同様に軍人として正しき行ひを爲すよう陶冶し訓練して之を統帥責任者に供給する責任があるのであります。そのため前線に赴く者に特に此の訓示を與へ而も之を讀唱し遵守することとを求めたのであります。然し乍ら此等の將兵が、一旦前線に於ける統帥者の統帥權内に在る「部隊」の一部を構成するに至るときは、もはや陸軍大臣は之

- (一三二) 記録一七、五五三
- (一三三) 記録二六、四二〇、二二六、四二四
- (一三四) 證三〇六九號記録二七、四二八
- (一三五) 證七四、記録一七四八七

に對し指揮することとも命令することとも出來ません。即ち陸軍大臣の人事統督の作用は統帥作用に依り遮蔽せられ、排除せられるのであります。即ち前線に於ける將兵が陸軍大臣の發行した戰陣訓を携へ行くことは陸軍省の與へた武器を携帶して行くのと同様であります。陸軍大臣が武器を與へたからとて前線に於ける武器使用の時機、方法、目的物の選擇等について權限がないのと少しも相違いたしません。

従つて此の取調を前線の兵士に所持せしめたといふことは、決して軍事行政が第一線に及ぶといふことにはなりません。即ち檢察官の取調に關する論議如何にかゝはらず、初めに記載した統帥と軍事行政の境界に關する原則は動かないのであります。右の如き訓示が注意深く受けられたといふ事は、前線に於ける訓導行為がもし有つたりとすれば、それは實に中夫に在りし軍事首長の本旨に反する出来事であつた事を證するものであります。

(三六) 小日高監人が引用した法廷證第三〇三一號即ち停務の待遇改善に關する

ことを軍事次官より各軍司令官に送つたといふことも亦初めに記載した原則を動かすものではありません。この事の御諒察を乞ふ必要があります。停務改善所令第三條は法廷證一九六三號證中に於けるのであります。その第三條は檢察官の取調文書三頁八行目であります。同條は「停務改善所ハ軍司令官又ハ衛戍司令官之ヲ官選シ法廷證大目之ヲ統轄ス」とあります。即ち出征軍派遣地に於ける停務改善所なるものは法廷證大目の管轄に屬するけれどもそ

- (一三六) 記録二二四二
- (一三七) 記録二二八〇六



の管理者としては特別の官吏を置かず軍司令官を之に充てるのでありま  
す。軍司令官は作戦行動に關しては統帥組織内の有力なる一員に相違め  
りませんが、外地例へばフィリッピン、泰等に設けた、陸軍省開設の俘  
虜收容所に關しては、その管理者であります。即ち内地に於ける衛戍司  
令官と同一の地位に立つのであります。でありますから、外地俘虜收容  
所に於ける俘虜の待遇に關しては陸軍大臣又はその代理者たる次官は軍  
司令官宛に通牒を發する必要を生ずるのであります。これがため陸軍大  
臣が軍司令官の統帥行爲に干渉するといふことにはなりません。第一線  
に於て俘虜捕獲より陸軍省開設の俘虜收容所に收容するまでの俘虜は統  
帥作用の下にあるものでありますから、此の間の俘虜の處置については  
陸軍大臣は干渉することも出来ず、又責任を負ふこともないのであります。

なほ右通牒に引用せられた(二三九)一九四二年第一五〇四號の通牒は陸軍次官  
と參謀次長よりの通牒の形式となつて居ります。次官の外に參謀次長が  
加つて居るのは今回の戦時中海上輸送は大本營管下の「船舶司令官」の

(一三八) 證一九六五―三〇頁  
(一三九) 證三〇五一

(三八)

の管理者としては特別の官吏を置かず軍司令官を之に充てるのでありま  
す。軍司令官は作戦行動に關しては統帥組織内の有力なる一員に相違め  
りませんが、外地例へばフィリッピン、泰等に設けた、陸軍省開設の俘  
虜收容所に關しては、その管理者であります。即ち内地に於ける衛戍司  
令官と同一の地位に立つのであります。でありますから、外地俘虜收容  
所に於ける俘虜の待遇に關しては陸軍大臣又はその代理者たる次官は軍  
司令官宛に通牒を發する必要を生ずるのであります。これがため陸軍大  
臣が軍司令官の統帥行爲に干渉するといふことにはなりません。第一線  
に於て俘虜捕獲より陸軍省開設の俘虜收容所に收容するまでの俘虜は統  
帥作用の下にあるものでありますから、此の間の俘虜の處置については  
陸軍大臣は干渉することも出来ず、又責任を負ふこともないのでありま  
す。

なほ右通牒に引用せられた一九四二年第一五〇四號の通牒は陸軍次官  
と參謀次長よりの通牒の形式となつて居ります。次官の外に參謀次長が  
加つて居るのは今回の戦時中海上輸送は大本營管下の「船舶司令官」の

- (一三八) 證一九六五―三〇頁
- (一三九) 證三〇五一

(一四〇)

所管であつたのであります。而して右法廷監第一九六五號の通牒は統帥  
 下の現地部隊より内地の俘虜收容所へ輸送中の俘虜の取扱及び現地の収  
 容所より内地の收容所へ輸送中の俘虜の取扱に言及して居りますから診  
 察次長の名をも加へ船泊司令官へも宛てられる必要を生じたのでありま  
 す。なほ以上の二つの通牒に就し東條被告はこれ等は又陸軍大臣が大本  
 營の参謀者として統帥の命令より生じて来る軍事行政につき責があるか  
 らであると言へて居ります。外に於ける俘虜の收容や輸送に關する  
 ることも統帥の命令より生ずる軍事行政であるから陸軍省の通知を必  
 要としたといふ意味であります。いづれにするも陸軍大臣は統帥の下  
 に立つ存心については何等補償もなく、又従つて責任をとることも出来  
 ないといふ大原則は動かぬのであります。

ニユルンベルグに於ては我志章三條のその後段に相當する規定は獨立  
 の犯罪を規定したるものではない。これは共同計畫に参加した人々の責  
 任を規定したものである。仍て、裁判所は競争犯罪及人達に關する罪を  
 犯すことの共同謀議を論じたといふ公訴を無視すると云つて居ります。

- (一四〇) 記録三八七七二
- (一四一) 記録三六八三八一九
- (一四二) ミュルンベルク記録一六八八四

此の法條に關する限り右裁判所の解釋は正當の解釋であり、當裁判所に於ても同様の解釋に到達せらるゝものと信じます。果して然らば我國に於て俘虜、抑留者の取扱に關する統帥部の責任と陸軍省の責任との分界の原則は一層重大となるのであります。その一方の范围内に行はれた違法行為が所謂共同謀議の原則の適用に依り他方の責任となるとの解釋は正當に阻止せられるのであります。

□

統帥部の下に在る俘虜、即ち未だ陸軍省開設の收容所に引渡されて居らぬ俘虜の取扱については陸軍大臣は干與することが出来なかつたといふ原則は、具体的には東京空襲の飛行士の處分について悉かにその一例を示して居ります。一般に斯の如き國際法違反の行為を爲した者を捕獲した場合には之を如何に取扱ふべきやについては參謀本部より陸軍省に協同のあつたことは事實であります。又陸軍大臣の命に依り各軍參謀長に一の通牒の發せられたことも事實であります。(一四三)然し此の通牒は一般的に此種のことを如何なる方針で取扱ふやといふことを内地及外地各地の參謀長に宛てたものに通さません。具体的に支那派遣軍がその統

(一四三) 證一九九二、記録一四六六

前幕下に押へて居る右存等の取扱に關しての指令は參謀次長より發せられ現實の軍律は支那派遣軍軍令第四號として支那派遣軍總司令官が發令し支那派遣軍はその統帥權限内に於て軍律會議を開きその處置を爲して居ること<sup>四</sup>が<sup>五</sup>據上明白に認められます。

唯、斯の如くして軍律會議の判決が下つた後に天皇陛下に瀆刑を奏請することにはこれは舊憲法上國務大臣の輔導を以て行はれるのであり即ち舊憲法第十六條には天皇は大赦、特赦、減刑及復権を命ずとの明文を置きました。此の明文は獨り軍事のみならず一般裁判所の判決にも通ずる規定でありまして、統帥には關係ありません。でありますから上海に於て確定判決を受けた八名の中三名に瀆刑の申請をしたことについて、その可否とも瀆刑奏請者たる東條の責任であります。それより以前に處分については東條は關係はありませぬ。

日本はいふまでもなく、ヘーグ條約第四は之を批准して居ります。それ故に同條約第四條乃至第二十條に記載してある存等に關する規定は我々に對し法律上の拘束力はあるのであります。

(一四四)  
 (一四五)  
 (一四六)  
 記  
 一  
 九  
 九  
 一  
 三  
 一  
 四  
 六  
 七  
 二

然し乍ら停禁の待遇に關する一九二九年海防條例は批准して居らず又これに拘束せられる意思なき事は此の法廷に於ても度々繰り返し指摘せられました。此點は被告一及辯論M節に於ても詳論せられました。加之、東條個人段階に於て提出いたしました法廷証第三六七〇號(一四七一)には此の事を詳細に記述して居ります。同證は法廷に於て朗讀は省きましたか、その中には我國の立場を詳細に述べてあります。我國は必要なる變更を加へて一九二九年の條約を準用はするが、之は法律上の拘束を受けるといふ意味に於て準用するのでなく、人道上の考へより我國が進んで任意に之を爲すといふ意味に於て準用する。我國の人道に對する考へが慣習言語等の相違より、とかく外國の諸君に十分に諒解せられざることは實に遺憾の至であります。日本の停禁取扱に關する根本の規則である停禁取扱規則(一四八一)の第二條には「停禁は博愛の心を以て之を取扱ひ侮辱虐待を加ふべからず」とあります。天皇陛下は常に仁慈の息召を垂れさせられ、東條其他日本幹部はその聖旨に従ひ奉らんと日夜努力して居つたのであります。故意に停禁に對し非人道的行爲を命じ又は試問する等といふ事は許してありません。

(一四七一)記録三六四一七

(一四八一)証一九六五 三頁の末行

(四)

伴を收容所に收容せられたる伴處に關し強制労働を命じた等といふ事は全く事實無根であります。東條が善通寺に於て與へた訓示一四九一並に伴處收容所長に與へた訓示一五〇一には共に將校たる伴處については自由なる意思を以てする勞務に言及して居りますが、強制労働の事については言つて居らぬ事は證據自体が之を證明して居ります。又實際に將校たる伴處に労働を強制した事は無いのであります。もし左様な事があつたならば該事は労働を強制せられたといふ將校を證人と出せしめなくてはなりません。却つて證人小田島は此の長き裁判に拘らず、新る證人は出せして居りません。却つて證人小田島の証言並に同人の引用した法廷證第三一二三號一五一一を見ますれば、將校等の爲した勞務は自發的になされたものであり且又右等將校は熱心に且つ眞面目に之に従事して使用者の方々に於ても、これに賞與として獎勵金までも與へる事に決定したといふ心持の良き話が記載されて居ります。

- (一四九一) 證一九六〇、記録一四四二三
- (一五〇一) 證一九六二、記録一四四二六
- 證一九六三、記録一四四二八
- (一五一) 記録二七八五五

泰緬鐵道建設に關係して各種の問題を生じて居ります。此等の問題の性質を大別して見れば次の三つに分れると見えます。

一は件庫を此の鐵道の建設に使用する事を決定したのは、違法ではないかといふ問題。

二は件庫に對し虐待を加へ又は其他不法行為を爲したりとの主張  
三は件庫の宿舍、給與、醫料の不整備に依り多數の死亡者を出した責任の所在であります。

泰緬鐵道建設の目的は證人若松只一の證言にも有る通り(1)泰國ビルマ間に陸上連絡を作る事(2)ビルマに作戦中の日本軍に必要な補給線を兵へる爲(3)沿線にある軍需品生産に必要な「タングステン」の礦床の發掘を爲す等でありました(一五二一)。そして此の建設に件庫を使用する事は一九四二年夏南方軍から之が認可を大本營に具申したのであります。が、大本營に於ては本建設が當時第一線より遙か後方の地域の作業なると、副記の如く泰及「ビルマ」兩國の交易「ルート」たる便道をも含み居るといふ見地より之を許可したのであります。



實際に當時此の沿線は一線より遠く隔つて居り砲撃や空襲等の虞  
れもなく、安全な地帯でありました。即ち此の作業は直接作域に  
與するものではなく又危険なる分毫でもありませんから、之を許可  
した事は停戦に對する義務に違反したものでない事は云ふ迄もあり  
ません。されば停戦の外に日本の鐵道線及寮、マレー、支那、ヂヤ  
ヴァ、安南人も多數之に従軍したのであります。一五三一  
泰緬鐵道の建設に停戦を使用する事が、陸軍大臣の同意に依つて  
決定せられたといふ事は正確な表現ではありませぬ。

一五三一 第四七五中の三二頁行半

俘虜の勞務使用の事については俘虜勞務規則第三條に規定「一五三一A」して居ります。「證策一九六五の一四頁」

「一五三一A」俘虜勞務規則第三條の規定は次の通りであります。  
第三條 俘虜收容所を管理する軍司令官又は衛戍司令官（以下單に「收容所長」と稱す）は俘虜收容所以外の陸軍部隊に於て俘虜を勞務に服せしむることを待命の場合に於ては勞務に服せしむる俘虜の人員、勞務の場所、種類、時間、期間等に對し豫め陸軍大臣の認可を受くべし但し帝國外（内地、朝鮮及臺灣以外の地を請ふ以下同し）に在りては陸軍大臣の認可を受くるに及ばず帝國外に於て俘虜收容所管理長官俘虜收容所以外の陸軍部隊に於て俘虜を勞務に服せしめたる時は速に勞務に服せしめたる俘虜の人員、勞務の場所、種類、時間、期間等を陸軍大臣に報告すべし

右に依れば内地、即ち本土、朝鮮、臺灣に在る俘虜を收容所以外の  
 陸軍部隊に於て使用する場合には陸軍大臣の認可が必要であります  
 が、外地に於て俘虜を同様使用する場合には右の認可は必要ではな  
 いのであります。右は在外の俘虜收容所管理**長官**—即ち軍司令官—  
 が決定するのであります。右は在在外の俘虜の収容、労務の場所労務の  
 種類、時間、期間を陸軍大臣に報告するに過ぎませぬ。

泰緬鐵道建設に俘虜の使用を決定した場合に於ても右は南方軍司令  
 官に於て決定せられ、決定後陸軍大臣にその旨の報告があつたの  
 でありました。

次に此の工事は只今も申す通り、統帥部下にある南方軍が大本營の許  
 可を得て、統帥部内の一事業として遂行したのであります。  
 此の事は若松只一證人の証言に依つても亦法廷證四七五號に依ても  
 極めて明白であります。それ故に建設現場に於ける俘虜の使用状態  
 監督方法等は此の箇の初めに述べた法則に依りて統帥部内の行動と  
 して陸軍大臣は之に干渉する事が出来ないのであります。但し陸軍  
 大臣は泰緬鐵道建設につき責任の地位に居らなかつたと云ふのでは  
 ありません。

陸軍大臣は停泊收容所の監督官としての責任を負ふのであります。此の關係は法廷證第四七五號、英文一一頁より一二頁迄日本文二五頁より二七頁迄の圖表が最も明瞭に之を表明して居ります。即ち大本營自身は建設に關する指導責任を負ひ、南方編軍は建設管理實施の責任を負ひ、鐵道管理部長は鐵道建設擔任指揮の責任を負ひ、鐵道局長は分屬地域の鐵道の責任を負ひます。以上は總て陸軍大臣の監督する事の出來ない仕事でありますが陸軍大臣の監督する停泊收容所は停泊管理者として鐵道建設に協力します。其の内容は停泊收容所の給養、衛生の擔任關係部に對する協力等であります。依て前記第二の問題、即ち停泊に對し建設現地に於て直接虐待等を加へた事については陸軍大臣は責任を採ることは出來ませんが、宿舍、給養、醫療の不整備又宿舍内に於ける虐待でもあつた場合には、其の事が陸軍大臣の監督の不備と見しするものならば陸軍大臣は之に付て責任を負はねばならぬのであります。

乍然、東條陸軍大臣は是等の點に行き及ぶべき狀態が生じつゝある事を耳にするや直ちに濱田停泊管理部長を必要なる督官と共に現地に遣はし其の改善に努めた事に既に證第四七五號に於て證明せられ

た通りであります。斯の如きことを知つて其置したりと云ふが如き  
監督の不備はありません。

日本軍としては日本軍自体と共に行動して居りました多敵の聯合軍  
俘虜の取扱、特に其の宿舍、給養、衛生に付爲し得べき最善と信ず  
る有らゆる手段を盡したものであります。此點は被告一役辯論の節  
三二頁乃至三三頁に於て論じた通りであります。又前に引用した法廷  
書四七五號九頁一英文一をも茲に引用します。今日より見て多敵の  
人命を損した事につては如何にも遺憾であります。今日より見て多敵の  
するに缺くる事があつたといふ法律的精神に對しては強く之を否  
定するものであります。

俘虜處罰法の制定についても東條は陸軍大臣としてのみならず首相  
としてその法律の提案につき責任を有するものであります。此の  
法律自身について我國の責任を有するヘーグ條約第四に違反する所  
は少しもありません。ヘーグ條約第四の第八條に於て俘虜はその權  
内に屬せしめたる陸軍現行法律及規則に服従すべく不従順の行  
爲あるときは俘虜に對し嚴重手段を施すことを得とあります。一九  
四三年の俘虜處罰法の改正は俘虜監督者に對する暴行又は反抗の者

多量共謀して逃走を爲す等總て右へイグ條約に於て嚴重なる手段を  
 施すことを得と規定せられたる範圍内のことであります。  
 東條はその檢事のインターロゲーションに對する答に於ても亦その  
 口供書に於ても一一五四一停滯收容所に收容せられたる後に於ては  
 陸軍大臣たりし自己の責任であると述べて居りますが、これは決して  
 刑事責任を自認したものではありません。被告人は當裁判所に於  
 て無罪の答辯を爲して居るのみならず、口供書に於ても自ら罪を犯  
 す等といふことは當時會て考へたこともなかつたといつて居ります  
 一一五五一東條の軍事行政は飽くまでも法規嚴守といふことであり  
 ます。條約又は法規に違反して不正行爲を爲すことを命じ、他人が  
 之を爲すことを黙認するなどいふことは東條の軍事行政に於てはあ  
 り得べからず、又事實存在しなかつたことでもあります。又此點に關  
 しては檢事に於ても何等立證致し得ないのであります。以上は主と  
 して停滯に關し陳述致しましたが、一成抑留者についても亦同様で  
 あります。

一一五四一記録三六、四一二 一一五五一記録三六四八八

之を要するに停滯留者に對し、該刑又は國際法に違反し不法の行爲を爲したりといふ起訴は眞條に對しては證明せられず此點に關しても眞條に對しては無罪の判決を爲すべきものであります。

検事の辯論に對する反駁

以上各節に於て我々は東條が他の人々と共通の事柄につき檢察側の所  
を積極的に反駁したのであります。

これより検事が東條個人の責任を論ずるため述べた所(二五六)に對し數個の點  
につき裁判所の御注意を喚起したいと存じます。尤も之は事柄が錯誤で  
あらうと思はれる點に限つて居るのであつて、それ以外の點に對する檢  
事の議論には及んで居りませぬ。我々は裁判所の御便誼と考へ検事辯論  
の順序を逐ひて議論を進めます。

(一) 東條は訴因第二十五については起訴  
せられて居らぬ

検事の東條被告事件に對する辯論の 一頁六九頁には東條に對して起訴  
せられたる訴因を列擧して居ります。(一五七)その中には訴因二十五  
が含まれて居りますが、之は檢察側に於ける起案中の錯誤と存じます。  
右項には東條の名は示されては居りましたが、東條の名は示されて居り  
ません。檢察側は本件の訴訟進行中に於て右起訴狀の東條の名を東條に

(二五六) 検事辯論XV一六九、記録四一九五三、一四二〇五二  
(二五七) 記録四一九五三及び四二〇二五



取替んと致しました(三五八) 裁判長は東條に對する起訴は却下されましたけれども、之に替へて東條を加入することには許可されませんでした(三五九) 従て張鼓峰事件に關しては東條は起訴されて居りませんから、辯護人は此點に關する辯論は省略致します。

白部長と謀長との混同

檢察側は一九三一年

八月一日に東條が參謀本部第一課長に就

任したといふ事よりして、二官、建川兩將軍等と共に三月事件に共謀したること、又奉天事件及北支に於ける事件には東條の承諾なくして軍事行動が出来なかつたものであると断定して居ります。

右は參謀本部の組織に關する証言の不統一より生じた混同であると思はれます。參謀本部に於ける組織は法三三號第九八號參謀本部條令第四條及第五條に規定されて居ります。(一六一)

之を要約しますれば日本の參謀本部は次の階級に依る組織をもつて居りました。即ち (二六一A)

(二五八) 記號一四八二七 (一五九) 記號一六一二〇一

(二六〇) XX12、記號四一九五四 (二六一) 記號一四五一〇

(二六一A) 以下檢察側の譯語に依る

- (1) 参謀總長
- (2) 参謀次長
- (3) 部長
- (4) 課長及課員

而して事件裁定の責任の權限を有し従つてその責に任ずる者は参謀總長次長並に部長までであります。而して部長は第一、第二、第三及總務の四部長がゐることには後に陳ふる通りであります。参謀本部條令第四條には「参謀次長は参謀總長を補佐し本部一切の事務整理に任ず」とあり、同第五條には「参謀本部長は参謀總長の命を受け課長以下を指揮し、その主務を掌理す」とあります。(一六二)即ち、課長以下は總長、次長乃至部長の監督と指揮の下に仕事をすることになります。一九三一年八月一日には、只今共同被告である海軍美治郎少將が参謀本部長に任ぜられ(一六三)同日東條大佐が此の参謀部中の第一課長(一六四)に任ぜられたのであります。

記 一七五—一〇

- (一六三) 證 二二九、記 録 七九八
- (一六四) 證 一二八、記 録 七九一

東條が海軍の海軍中監第一九八三號ノA（一六五）に於て述べたところの言葉の翻譯中「セクション」とあるのは以上の參謀本部命令の海軍の翻譯からいへばデパートメントと譯さるべきでありました。即ち參謀本部には第一デパートメント（作戰）第二デパートメント（情報）第三デパートメント（運輸）と總務部の四つがあつたといふ意味であります。而して海軍はその最後のデパートメントの長に就任し東條はその監督の下に執務する第一部長であつて、この部は庶務を掌るもので作戦には何の關係もありません。

又、海軍の辯論XXの頁（一六六）に遠川將軍はセクションの長であつたとあるのはセクションの長であつたと改むべきであります。

要するに遠川と並ぶ地位に在つたのは海軍であります。而も海軍は作戦には關係はありません。そして東條は右海軍の監督を受ける部長でありました。之を以て東條大佐の一九三一年八月以後の地位が明白となります。

- (一六五) 記録一四三九四
- (一六六) 記録四一九五四

かの三月事件はその名の示す如く一九三一年三月の事件であつて、梅津及東條が参謀本部に入つたときは此の事件は終了してしまつて六ヶ月も経つた同年の八月でありました。奉天事件及北支事件はその後の事件ではあります、東條の屬して居る総務部第一課では出兵や作戦には何等の關係もありません。彼等の此點に關する談話は譯語の淺雜より當時の東條大佐の地位を誤解したことより生じた過ちでありまして、日本人にとりては、實に不忌諱に聞えるのであります。

（目録）東憲兵司令官及關東軍參謀長時代

觀察官は東條が關東憲兵司令官時代に中國に對する侵襲戦争を援助し被唆したと主張して居ります。（一六七）然し乍ら援助又は教唆に關する具體的の事實を尋げず、又證據を引用して居りませぬ。觀察官は多田大將の報告書なるものを引用して居りますが、是は東條が憲兵司令官に就任するよりも一ヶ年前に起草提出せられたものであり、且つ起草の時よりも過去の事柄を描寫したものであります。

（一六七）X X I 四、記録四一九五六

之に依てその翌年に就任した東條が就任以後に何を爲したかを證明することには出来ませぬ。

檢察官は二木三介の用語までも引用して居りますが、これは星野直樹、東條英機といふように、言尾を同じくした人間が同じ地方に居つたことを一つのジョークとして口占んだもので、嚴肅なる事實を證明するものではない。

東條の關東軍參謀長時代に盧溝橋事件が起りましたことは、その通りでありますが、此の事件は北支派遣軍と中支二十九軍との間の衝突事件から起つたのでありまして、その發生は關東軍に何の關係もありません。檢察官は更に一九三七年六月九日の電報を引用して居ります。此の意味については東條口供の第三項に辯明してありますから一六八—ここには辯明を省略します。たゞ當時中國に於ける状態として、居留民が危険に曝され、何時事件が起るか測り知れない場合に於て各報は單に口頭上の外交で自國民を保護することが出来ませんでしたでありませうか。現に他國に於ても居留民保護のために、上海、天津に援兵を急派した事例が度々ありました。支那に於ける特殊の状態といふのは、暴民や學生が或る

一六八—記録三六一七三

種の要求を貫徹するため、直接行動に訴へるときには、政府は之を阻止する力を缺くのみならず、暗に裏面に於て之を煽動する傾向があることであります。斯る場合に檢察官の言ふ如く外交手段だけで傍觀せよといふのは益々支那に於ける以上の特殊事情を解せざるために出てた言であります。此の特殊の状態は獨り東條だけではなく、リットン卿の報告にも認められて居る所であります。

四 「關特演」

「關特演」の目的如何は東條が關東軍參謀長たりし時代（即ち一九三七年八月）の關東軍の方針に關係を有しませぬ。

檢察官はxx六百一六九一に於て東條が關東軍參謀長たりし時代（一九三七年三月より一九三八年五月迄の間）の同軍の態度を説明する議論の中に、證人武部六藏の關特演の目的に關し證言したることを引用して居ります。然し乍ら本法廷に於ては既に明かとなつて居る如く「關特演」といふものは、右の時代よりも三年も経過した後なる一九四一年秋に於ける關東（一六九一）記録四一九五八

軍の兵力増強のことであつて、此の目的が何であつたとしても、それは一九三七、八年に於ける關東軍の方針や目的には何の關係もない。

但しここに此の問題が現はれて居るから、一言いたしますが、武部六藏はその口供書に關東軍の目的のことを言つて居るけれども同人は此の陳述は「當時の情勢に關する自分自身の見込及び自己の判断に基いたものである」と告白して居る（一七〇）即ち何等具體的の知識の根源を示して居りませぬ。それは單なる同人個人の意見に過ぎません。此點に關しては參謀本部内に在つて上司の命を受け自ら「關特演」の立案に參畫したる人である田中新一證人が知識の起源を示して供述したところが確實なる證據でありませぬ。同人の證言に依れば（一七一）「所謂「關特演」の方つて昭和十六年七月大本營は關東軍司令官に對し所謂「關特演」の兵力増強は對ソ警戒設備を強化するためのものであることを命令した」といつて居る。此の問題はこれが決定的の證據であります。

檢察側は右「關特演」に關する部分以外にも一九三七、八年時代に於ける我滿洲駐兵の目的につき石武部の陳述を引用せんと試みて居りますが結局同人の證言は一貫して「滿洲駐兵の目的は防禦の目的を實行するにあり

（一七〇）記録三一八六六 （一七一）記録二三三二九

といふに歸着いたして居ります。(一七二)

既に當時の滿洲駐兵の目的が防禦の目的であることが明白に立登せられた以上、氣象、航空の強化も服役年限の延長も築城も總て此の目的達成の手段として諒解されるべきである。(一七三)殊に滿洲領土内に築城するといふことは外敵の侵入を防禦する守勢態勢を示すもの以外なりませぬ。

檢察官が更に植田關東軍司令官が(一七四)中國人の希望を尊重すること、又ソ聯との戦争の場合の準備に貢献せしむることを希望したことを指摘し、之を悪意に解釋し、又其の意味を激怒して同大將の下に參謀長たりし東條の責任までも問はんとするものであるけれども、明治以來東亞の安定を保持し現實に中國の分割を阻止し外力の侵入を防止した日本としては右は當然の考へなりといふべきであります。

西東條の次官時代

檢察官はxx八百より一〇百までの間(一七五)に於て東條の次官時代に於て國內に起つた各種の事實を擧げて居ります。此の内には皇軍省に關係のないものもありませんが、餘り事柄がこまかくなりません。唯いづれの獨立國に於ても軍備を保つ以上は當局はその最も有効

- (一七二) 記録三二八四五一九 (一七三) xx一五 記録四一九五八
- (一七四) xx一七 記録四一九五九
- (一七五) 記録四一九六〇 一九六四



に組織せられることに努力する責任のあることは當然であります。  
之を以て直ちに特定の侵略政策準備なりといふことは出来ないのであります。  
此點は被告辯論中に於て詳論しました。

内五相會議と陸軍次官の責任

唯ここに裁判官の御注意を乞ひ度さ一點が残つて苦ります。それは被控官が一九三八年十月三十一日の五相會議の決定につき東條の責任を問はんとする點であります。一七六一このことを十分に説明するためには我國の憲法組織にまで遡らなければなりません。舊憲法の下に於ては我國の大臣は二つの資格を併せ持つて居りました。一つは國務大臣の資格であり、一つは各省長官の資格であります。尤も無任所大臣は國務大臣の資格を持つて居るのみであります。國務大臣の責任は舊憲法第五十五條（一七七）に規定してあるのであります。國務一切につき關與し責任を負ひます。陸海軍大臣が外交のことにも發言し、外務大臣が軍艦に付ても發言するは國務大臣としての地位に基くのであります。

（一七六） x x 一〇 記録四一九六二

（一七七） 記録一四七五

一方各道長官としては陸軍大臣は陸軍の行政、外務大臣は外務の事務、大藏大臣は財政の事務等その所管の事務につきその責に任ずるのであります。各省官制通則第二條に「各省大臣ハ主任ノ事務ニツキ其ノ責ニ任ス」とあるのは此の意味であります（一七八）。而して各省次官は如何なる立場にあるかと申しますと、大臣が各省大臣として擔任して居る各省の行政事務の補佐を爲すのであります。國務大臣としての國家の高等政治方針に參與することには關係しないのであります。前記各省官制通則の第十六條に「次官ハ大臣ヲ佐ケ省務ヲ整理シ各局部ノ事務ヲ監督ス」（一七九）と在るのは此の意味であります。

前記一九三八年十月三十一日の五相會議の決定といふものが本營に存在して屬うたのか、存在しなかつたのかは東條辯護人は知りませんが、その文面上は國家の高等政策を決定せんとしたものであつて陸軍省の省務ではありませぬ。斯様のものには當時の陸軍次官であつた東條は現實に之に關與もせず、又之に關與する責任も負ふていなかつたのであります。

（一七八）記録一七、四八四

（一七九）記録一七、四八六

以上の道理は後日東條が首相となり、他の人々か東條の下で陸軍次官を勤めた場合に於ても同様であります。此等の次官は四相會議、閣議、連絡會議、及御前會議等に於て決定せられた一般國策の決定については責任を持たぬのであります。

(四) 航空本部長及航空總監の責任

檢察側辯論××の十頁、十一頁（一八〇）に於ては中國空襲に際し、米國側に與へた損害に對し東條の責任を問ひ、更に東條が此件に關し、その口供書に於て論及して居らぬ事はその責任を承認したものであると推定するとまで論ぜられて居るのであります。

檢察が中國に於ける日本空軍の戰鬪の際に起つた事件に關し東條の責任を問はれて居る原因は同人が一九三八年六月以來航空本部長であつたことと、一九三八年十二月以來航空總監であつたことよりして、中國に於ける空軍の活動と東條とを結び付けんとするものであります。然し乍ら此の推論は全然誤謬であります。航空本部長なるものは、陸軍大臣の管下にあつて航空資材の整備を爲し之につき陸軍大臣を補佐する職務をもつて居るものであります。空軍の統帥には毫も關係はありませ

（一八〇）記録四一、九六三

此の事は檢事より提出しました書證第一〇〇號日本政府の組織一般と稱する圖表の第十頁を御覽下されば明白であります。

次に航空總監は一九三八年十二月軍令第二一號で設けられた職制でありまして是亦統帥の系統以外であります。此のことは檢事提出の書證第七八號參謀本部條例(一八一)に航空總監部を記載して居らぬことに依り既に明白であります。もし檢事が航空總監は統帥につき指揮権あり之につき確實なる責任を負ふものであると主張を爲せば、よろしく航空總監の地位につき立證を爲すべきであります。

年の事(一九三九年)陸軍航空總監部令の初めの二ヶ條を引用すれば航空總監が統帥權を行使せず單に航空兵の教育のみを掌る教育機關に過ぎなかつたといふことが明白となり得たのであります。(一八一)即ち航空總監は中國に於ても其他に於ても統帥命令の下に立つ空軍の爆撃の當否については絶対に責任をもつ地位にはありません。

此の問題は以上でもはや結論に達しますが、これに牽聯して一言申して置きたいことがあります。

(一八一) 記録一七五〇九  
(一八一) 陸軍航空總監部ハ陸軍航空兵軍隊ノ教育ニ關スル

事項ヲ掌ル所トス  
第二條陸軍航空總監ハ陸軍大將又ハ中將ヲ以テ之ニ親補シ  
天皇ニ直隸ス

太平洋戦争開始の頃には空爆に関する国際法としては明白なものはなく、たゞ之に關する條約案を參考とし、軍事目標以外のものに對する無差別爆撃を違法行爲として居つたのであります。然るにその後歐洲戰爭に於ては兩交戦者は故意に相手方に無差別爆撃を實行しました。太平洋戦争に於ては聯合軍は一九四四年十二月以來日本の大中の都市に對し故意に無差別の爆撃を敢行して居ります。一九四五年八月に至つては廣島及長崎の兩都市に原子爆弾を投下しました。而して原子爆弾の投下は性質上當然無差別爆撃となるのであります。爾後武裝を有する大國は次の戰爭に原子爆弾の使用せらるることを前提としてその製造を研究し又之に従事して居り、その使用を禁止するの條約は成立致しません。さすれば現在に於ては無差別爆撃を違法と認めないといふことか國際法である。と安全に結論し得られます。

而していづれの國に於ても、縱令行爲の時の法律では犯罪と認められたものであつても判決のとき之を犯罪としない場合にはその犯行に對する公訴は棄却せられるのであります。(一八二)これはいづれの國に於ても承認せられる刑事法の法則と言ひ得ると存じます。

(一八二) コルバス、チユリス、セカンダム二二卷二九頁以下、日本  
刑事訴訟法三一四條、三六三條

従つて國際法則の一部を成すものと言ふを差支るべきものとするれば無差別爆撃といふことは今日では所謂「慣行上の戦争犯罪」でないといふ結論になりまゝから、之に關する起訴は此の理由よりすゝも當然棄却せらるべきものであります。

(内) 米内内閣の倒壊と東條被告との關係

檢察側はxx11頁に於て(一八三)「米内内閣の倒壊と東條の連絡」といふ標題を設けて居ります。然し乍ら其の題下に於ては米内内閣が一九四〇年七月に倒壊した原因が東條の行爲又は態度に於ては米内内閣が居るのではありません。唯反對訊問に於て東條が檢事より米内内閣の倒壊につき強いてその觀察の陳述を求められたに對し、東條が、「常識上の立場より述べる」と稱して同人の見解を陳述したところを引用して居るに過ぎません。(一八四)實際東條はその時までには航空總監の職にありまして、日本空軍の教育には精勵して居りましたが、政治には關係もなく、興味も持つて居りませんでした(一八五)。且又此の政變前一ヶ月といふものは、東條は航空總監の資格に於て空軍の演習に關與するため滿洲に居つたのであります。(一八六)従つて

- (一八三) 記録四一、九六三
- (一八四) 記録三六、五八二
- (一八五) 記録三六、五八一
- (一八六) 記録三六、一七六

米内内閣總辭職の原因については、寸毫も關係はありませぬ。

檢事は前陸相畑が東條を過早にも七月十八日朝に陸相候補として天皇陛下に奏上したことを強調して居りますが、東條は一九四〇年七月十七日に滿洲を出發し十八日の夜東京に着いたのでありますから（一八七）此の奏上のときは飛行機中に居つたこととなります。之に東條が關與して居つたやうなことは想像することも出来ません。

なほ此處に檢察側は總辭職前畑が米内に書面を送り「度き意味に於ける新体制を促進すること又再來することなかるべき機會を無爲にして失ふことをからしむること」といふ理由に依つて米内内閣を倒壊せしめたと記述して居ります。而してその引用するところの證據は畑が米内に宛てた書面を記載した朝日新聞（東京に於て發行せられる日刊新聞）の記事でありまして、檢事は法廷に於て米内證人に之を示し同人が斯る書面を受取りたりや否やを聞いたところ米内證人は終始その受領を否認したのであります。（一八八）斯る事實を證據として米内内閣倒壊の原因を證明せんとすることは出来ませぬ。

（一八七）記録三六一七六

（一八八）記録一八九四一



(六) 荻窪會議に於ては權威ある外交政策を定め、又樞軸國との接近を議したることなし。

檢察側は書證第五三七號(一八九一)を引用し、一九四〇年七月十九日の近衛邸に於ける近衛、松岡、吉田、東條の會合に於て「權威ある外交政策」及「樞軸接近」が議せられたと言つて居ります。此の證據の署名者ウエルマンなる者は檢察側は猥逸外務省の官吏であると説明しましたが(一九一)如何なる職務を持つて居つた者であるかは判りませぬ。又その報告の出所は在伯林の日本大使館の參事官であると言つて居りますがそれが何人であつたかも判りませぬ。又此の參事官は近衛邸にあつた出來事を如何なる方法に依り知り得たかも不明であります。自己の推測をウエルマンに告げたのかも判りませぬ。これは到底裁判の基礎となる證據ではありませぬ。檢察官はこのウエルマン電報をXX<sup>27</sup>頁28頁(一九二一)にも引用して居りますが此を根據とする推論は全く根拠なき議論である

(一八九一) 記録六二六一

(一九一) 記録六二六四

(一九二) 記録四一、九八一―二

ります。當時の會談についてはやはり東條がその供述書に於て責任を以て記述したところが眞實であるとしなければなりません（一九三）即ち「近衛首相より、今後の國策は從來の經緯に鑑みて支那事變の完遂に重きを置くこと、政治と紛争との調整並に陸軍と海軍との調和に今後一層重きを置くべきこと等を提唱せられ之に對し來會者は同感であり之に努力すべきことを申合せた」のであります。

權威ある外交政策の決定をしたものではありませぬ。もし我國に檢事の主張するが如き「軍閥」といふ一の主張を有つた既成の勢力があつてそれが政權を取つたといふのであつたらば斯様な會合は無用でありませぬ。それが特に関心せんとする此等政治家は從前統一したる政治團體に屬することなく中には其時初めて會つたやうな人さへもあるのではあります。此場合當然の措置でありました。即ち斯の如き會合の必要であつたことは却て檢事主張の「軍閥」の存在又は一貫したる戦争計劃の存在を否定する資料となり得るのであります。

（一九三）記録三六、一七八

(H) 第二次近衛内閣の諸政策は侵略的性質のものにあらず我々は會て被告の一般辯論に於て主張したる如く日本の内閣が國防を忽かせにしたといふ主張をするのではない。此等特殊の國策については被告の辯論に於て既に詳論したところであります。

唯、我々の主張するところは此の期間に於ける日本の各内閣が國防を重んぜなかつたといふのではなく、たゞ我國が外國侵略のために通常の國防に必要な武器を製造しその他侵略政策實行のための準備としての武備を整へるの政策を擯て又は實行したことがないことを主張するものであります。殊に東條もその關係の一人であつた近衛内閣の諸政策は、總て平和手段に依り國家のためそれ等の目的を達成せんとすることに於て一貫して居るのであります。

檢察官は近衛内閣の設定した政策として「基本國策要綱」「世界情勢の推移に伴ふ時局處理要綱」「三國同盟」「支那等變處理要綱」「對佛印泰施策要綱」の五つを挙げて居りますが（一九四）右の五つの政策は總て平和手段を以てそれが實行せられることを目的として居ります。

(一九四) X X 一三、一四、記録一、九六七

す。又此の事件に現はれた他の種々なる證據に依るも近衛首相の政策は平和主義であつたことは容易に證明せられます。之に對し被事は以上五つの政策が侵略的性質のものであつたことを具体的に證明しては居りません。

本件に於ては日本の國家自身が侵略戦争を計畫し準備したことを訴追するのでありますから日本自身の侵略目的を證明しなければなりません。被事は日本が獨、伊と同盟を結んだことを攻撃して居りますが（一九五）あの當時の國際情勢としては同盟の相手國の過去に於ける政策の如何に依り必要なる條約の締結を阻止することはせられて居りませんでした。

(一九五) X X 一六、二八、二九記錄四一、九六九一四一、九八二  
I 四一、九八三

米、英も亦第二次歐洲戦争に際しては明かなる侵略行爲を爲した國と同盟關係に入つたのであります（一九六）

檢察側は東條は日本は米國に對し、毅然たる態度をとることを提案したといつて居ります。毅然たる態度といふ譯語が如何なる響をもつ文字であるかは知りませんが、之は一九四〇年七月二十七日の連絡會議に於て情勢の推移に伴ふ時局處理要綱を議するに際し松岡外相が對米關係の説明として用いた言語であつて、東條の提案した言語ではありません。但し出席者は之を聞いた上具體的の外交政策を立てることを松岡外相に一任したのであります（一九七）

發案者は誰であつたかは別問題としましても、完全なる獨立國であつた日本が、如何なる種類の外交政策を立てるやは全く自由であつて、それが今日より見て他國の人に好感を以て迎へられる如きものでなかつたとし、てもそれが犯罪を構成するものとは言へません。

支那事變は一九三七年の七月に第一次近衛内閣の時に發生しその意に反

（一九六）一九三九年十二月十四日には連盟理事會はフィンランドへの侵略を理由としてソ連

の國際連盟排除を決議しました。アイデンチフィケーション證二三二三參照

（一九七）記録三六一八六

して逐次擴大し、同年の冬には中國の首都南京も陥落し、翌年の十月には漢口も占領せられた。そこで第一次近衛内閣は此の結末をつけるため一九三八年十一月には一の拾收策を立て十二月二十二日には之を世界に聲明して居ります。之が彼の近衛聲明であつて一言にして言へば善隣友好、共同防共、經濟提携、非併合、無賠償の方針であります（一九八）丁度その形式は曾ても言つた通り第一次及第二次の歐洲戦争の半ば以後に聯合國が戦争目的を定めたと同様の経過であります。我國では之を侵略政策と考へず、又その當時に於ては他國も亦、之を以て侵略なりとは言つて居りません。たゞ米、英はその實現につき種々の妨害を爲し、如何にしても支那事變の解決を見ることが出来ませんでした。一九四〇年七月第二次近衛内閣が成立するに際し、對米外交の調子を寧ろ「強固な態度」に依らんとしたのは、その當否は別に批判されることとしても、獨立國家の外交方針としては犯罪的性質のものではありません。檢察官は内政の改革、議會の刷新、教育等に論及して居りますが（一九九）無論此等は獨立國の内政問題として、それ自身本件に於て罪となるべきものではありませんから深くは之に觸れません。

(一九八) 證九七二一H 記錄九五二七  
 (一九九) X八一六、一七、記錄四一、九七〇一七一

(一一一) 大政翼賛會の目的は所謂全体主義運動にはあらず  
 唯、ここで一言辯明を必要とすることがあります。それは檢察官が、近  
 衛首相が一九四一年二月八日に衆議院豫算委員會に於て爲した相當長さ  
 演説(二〇〇)中の一句を捉へて大政翼賛會の運動を全体主義の國民運  
 動なりと言はんとして居る點であります(二〇一)之は實は譯語の不完  
 全より生れた誤解であります。日本原文は「この運動は學國的、全体的  
 であり、官民共同の運動であります。」といふのであります。譯者は學  
 國的、全体的といふ意味をトータリタリヤンといふ、形容詞で言ひ現は  
 さんとしたものであつて、獨逸のナチの運動又は伊太利のファシストの  
 運動について慣用せられる全体主義といふ意味で此の文字を使つたもの  
 とは思はれません。獨伊に於ける全体主義運動は言ふまでもなく一の強  
 き政治運動であります。近衛首相は同演説に於て大政翼賛會の運動が政  
 黨に依つて行はるる運動であるといふことを強く否定して居ります(二  
 〇二)又大政翼賛會自体が政治上の結社であるといふことも繰り返へし  
 否定して居るのであります(二〇三)

- (二〇〇) 證三三六二 記録一八、三三一
- (二〇一) 証三一八 記録四、九七一
- (二〇二) 記録一八、三三五
- (二〇三) 記録一八、三三六

即ち大政翼賛會の運動が日本に特異なる萬民共贊の運動であるといふことが、此の近衛首相演説の全体の趣意であります（二〇四）  
 又大政翼賛會が政治結社でないといふことは之と同一の議會で近衛内閣の内務大臣であつた平沼によつても説明されて居るのであります（二〇五）  
 又平沼は全体主義と我國の「皇道」との相違することを明瞭に説明して居ります（二〇六）  
 なほ此の外に大政翼賛會の副總裁であつた安藤元三郎は此の運動が政治運動でないといふ理由から、一時は副總裁と無任所大臣とを兼任することを拒絶したと述べて居ります（二〇七）  
 而して「此の會の主なる仕事は政策として決定せられた事柄及その政策に基いて各省行政として國民に實行を要望して居る事柄について、之を誤りなく國民に傳へその理解を求め（中略）ることでありました。勿論會は民間の公事結社に過ぎないのでありますから會の役員は單なる雇傭契約だけで成立つて居り、官吏の如き嚴格なる服務規律もありません。國民に對し命令權を持たざること勿論であります」と言つて居ります（二〇八）

(二〇四) 記録一八一三三  
 (二〇六) 記録一八一七〇  
 (二〇八) 記録一八一四六―七

(二〇五) 記録一八一六六―七  
 (二〇七) 記録一七一四三



なほ檢察官は大政翼賛會が憲法の精神に反する組織であると述べて居り  
 ます(二〇九)その根據として引用して居るところのものは證三一七二  
 號(二一〇)證人富田健治の口供であり、同人の供述は「荒木は  
 大政翼賛會といふものは一國一黨を目的とするものであるから憲法の精  
 神に反するといふことであつた。」然し後に至つて大政翼賛會は政黨  
 でなく公事結社であるといふことが明かとなつて此の誤解は是正され  
 のだ(二一一)といふこととあります。従つて此の富田健治の供述を  
 引用して大政翼賛會を憲法の精神に反する證據として引用することは不  
 當であります。

(一一二) 東條は陸相就任までは政治に關與せず、殊に米内内閣の施策に  
 ついては承知せず

檢察官は「經濟プロツクの建設」といふ標題の下に一九四〇年七月十二  
 日乃至十六日の間に米内内閣の下に於て討議せられたる事項、六月二十  
 七日の外務大臣の宣言、同年三月の米内内閣の閣議決定等を擧げ東條は  
 之を知つて居るか、又は知つて居るべき筈であつたと述べ従つて之に關

(二〇九) X X I - 17

記録四一九七一

(二一〇) 記録二八五四五

(二一一) 記録二八五四七

する同被告の責任を問ふて居るのであります（二一二）  
然し乍ら東條は一九四〇年七月第二次近衛内閣の陸相として政治上の責任の地位に就くまでは純粹なる陸軍軍人として軍務に従事して居つたのであります。政治問題には毫も關與もせず興味を有つて居りませんでした。殊に陸軍大臣就任前一ヶ月は航空總監として滿洲に於て空軍の演習に關與して居りました事は前に陳べた通りであります。  
従つて一九四〇年六月二十七日の有田外務大臣の行動や、七月十二日又は十六日の外務及陸、海軍官吏の爲したと稱せらるる協議などは、縱令左様なことがあつたとしても毫も東條の知るところではありません。  
斯様な問題については東條の側より答辯する必要はないと存じます。

(二一二) X X 一九一三 記録四一九七三―五

一三、蘭印との經濟交渉は平和且友好裡に進められたるものなり  
 檢察官は一九四〇年秋より一九四一年夏にかけての日本と蘭印との  
 經濟問題の交渉は暴力の使用に充満せるものであると(二一三) 論  
 じ、又他の場所に於ては「一九四一年八月の蘭印に對する暴虐」  
 (二一四) といふ新造語さへも使用して居ります。

然し乍ら検査の以上の議論は書證第一三一號(二一五)にある諸  
 條項が一九四〇年八月中に日本より蘭印側に要求せられたものであ  
 ることを前提と致して(二一六) 居ります。然し之は大きな誤解で  
 あります。日本特使の小林商工大臣が交渉のためバタビヤに到着し  
 たのが一九四〇年九月十二日であつて(二一七) 小林と蘭印代表フ  
 ーマン、モークとの會談は十月十四日より始つて居ります。従つて八  
 月中に斯の如き要求を爲したといふことは絶対にあり得ません。又

- (二一三) 書證一、二二 記録四一、九七六
- (二一四) 書證一、二五 記録四一、九七九
- (二一五) 記録一、一七九八
- (二一六) 書證一、二二 記録四一、九七六
- (二一七) 記録二、五、二七三

フアン・モーク氏の供述書（二一八）にもその著書（二一九）にも八月中に斯る要求を日本から受けたといふことは現はれて居りませぬ。然らば之は現実に小林が提示しなくても提示さるべき意味で小林が日本政府から受けて居つた訓令であるかといふにそうでもないのであります。松岡外相は小林商工大臣に對して訓令を與へて之を一の框にはめて、自由手段を發揮出來なくするといふことは、したくないと考へ訓令は與へませんでした。右証第一三一號は松岡自身の考として蘭語の際に説明したものに過ぎません。（二二〇）蘭印に對する日本の要求か何であつたかは現実に小林特使、芳澤特使等が蘭印に提出した要求自身を検討し、又これか暴力を背景とする脅迫であるか、友好裡の談話であるかはその時の會談の模様よりして判定されなければなりません。いづれの區に於ても、外交交渉を爲すまでには、内部で各種の調査、又各種の議論が行はれます。その間には相矛盾した提案も現はれることさへあります。強弱の議論が相殺せられ、最後の結論だけ

- （二一八） 記録二五二七二
- （二一九） 證一、三〇八 記録一一、七七一
- （二二〇） 記録二五、二九六

が効果のあるものとして残るのでありまして、中間物は國家の意思ではありませぬ。次にこの交渉の模様及空氣を知るため参考となると考へ、一言附加いたしますか、一九四〇年十月十六日には蘭印佛と日本佛とか共同聲明を出して居ります。 (二二二一) それには次の通りであります。

「最近に至り日、獨、伊三國間の條約が締結されたに拘らず日本の蘭印との友好關係の維持、促進の希望は少しも之に影響せられることなし、唯、日本の求めるところのものは、隣接諸邦との共存共榮のみならず蘭印代表は右の立場を諒とするものなり」と、又翌年六月十七日芳澤特使と蘭印との間に交渉が成立しなかつたときも双方は共同聲明を發して居ります。二二二二その中には「此の交渉が打切られたといふことは蘭印と日本との關係に何等の影響を及ぼすものでないといふことは言ふまでもない」とあります。なほ小林歸朝後芳澤大使を援助するため蘭印に派せられた石澤豊は此の法廷に於て次の如く説言しました。

(二二二一)	證一三〇九	一七頁
(二二二二)	證一三〇九	一七頁
(二二二三)	證一三〇九	一七頁
(二二二四)	證一三〇九	一七頁
(二二二五)	證一三〇九	一七頁
(二二二六)	證一三〇九	一七頁
(二二二七)	證一三〇九	一七頁
(二二二八)	證一三〇九	一七頁
(二二二九)	證一三〇九	一七頁
(二二三〇)	證一三〇九	一七頁
(二二三一)	證一三〇九	一七頁
(二二三二)	證一三〇九	一七頁
(二二三三)	證一三〇九	一七頁
(二二三四)	證一三〇九	一七頁
(二二三五)	證一三〇九	一七頁
(二二三六)	證一三〇九	一七頁
(二二三七)	證一三〇九	一七頁
(二二三八)	證一三〇九	一七頁
(二二三九)	證一三〇九	一七頁
(二二四〇)	證一三〇九	一七頁
(二二四一)	證一三〇九	一七頁
(二二四二)	證一三〇九	一七頁
(二二四三)	證一三〇九	一七頁
(二二四四)	證一三〇九	一七頁
(二二四五)	證一三〇九	一七頁
(二二四六)	證一三〇九	一七頁
(二二四七)	證一三〇九	一七頁
(二二四八)	證一三〇九	一七頁
(二二四九)	證一三〇九	一七頁
(二二五〇)	證一三〇九	一七頁
(二二五一)	證一三〇九	一七頁
(二二五二)	證一三〇九	一七頁
(二二五三)	證一三〇九	一七頁
(二二五四)	證一三〇九	一七頁
(二二五五)	證一三〇九	一七頁
(二二五六)	證一三〇九	一七頁
(二二五七)	證一三〇九	一七頁
(二二五八)	證一三〇九	一七頁
(二二五九)	證一三〇九	一七頁
(二二六〇)	證一三〇九	一七頁
(二二六一)	證一三〇九	一七頁
(二二六二)	證一三〇九	一七頁
(二二六三)	證一三〇九	一七頁
(二二六四)	證一三〇九	一七頁
(二二六五)	證一三〇九	一七頁
(二二六六)	證一三〇九	一七頁
(二二六七)	證一三〇九	一七頁
(二二六八)	證一三〇九	一七頁
(二二六九)	證一三〇九	一七頁
(二二七〇)	證一三〇九	一七頁
(二二七一)	證一三〇九	一七頁
(二二七二)	證一三〇九	一七頁
(二二七三)	證一三〇九	一七頁
(二二七四)	證一三〇九	一七頁
(二二七五)	證一三〇九	一七頁
(二二七六)	證一三〇九	一七頁
(二二七七)	證一三〇九	一七頁
(二二七八)	證一三〇九	一七頁
(二二七九)	證一三〇九	一七頁
(二二八〇)	證一三〇九	一七頁
(二二八一)	證一三〇九	一七頁
(二二八二)	證一三〇九	一七頁
(二二八三)	證一三〇九	一七頁
(二二八四)	證一三〇九	一七頁
(二二八五)	證一三〇九	一七頁
(二二八六)	證一三〇九	一七頁
(二二八七)	證一三〇九	一七頁
(二二八八)	證一三〇九	一七頁
(二二八九)	證一三〇九	一七頁
(二二九〇)	證一三〇九	一七頁
(二二九一)	證一三〇九	一七頁
(二二九二)	證一三〇九	一七頁
(二二九三)	證一三〇九	一七頁
(二二九四)	證一三〇九	一七頁
(二二九五)	證一三〇九	一七頁
(二二九六)	證一三〇九	一七頁
(二二九七)	證一三〇九	一七頁
(二二九八)	證一三〇九	一七頁
(二二九九)	證一三〇九	一七頁
(二三〇〇)	證一三〇九	一七頁

印間の經濟協力を促進すべき協定に到達する見解の下に妥協的態度を  
 持したものである」と。元來、蘭印と日本との間の一九一二年の通商  
 條約では商業、郵業、海運、移民に關しては日本は最惠國條款を含ん  
 で居りました。又一八九九年の法律を以て日本人の取扱は歐羅巴人  
 と同一にすることになつて居つたのであります。(二二四) 蘭印か  
 此等の條約及び法律を嚴守さへすれば一九四〇年に始つた交渉は、し  
 なくては濟んだものである。之を必要としたのは蘭印側が不法に日本  
 人の商業、郵業及入國を制限したとか原因となつて居ります。蘭印  
 としては支那事變解決には大した關係があらうとは思はれぬが一九四  
 一年七月には米國と同時にそれを口實として條約に違反して資金凍結  
 を行ひました。

而して太平洋戦争に際し蘭印は日本が蘭印に攻撃を加へざるに際して  
 進んで宣戦を布告したのである。蘭印が當時の經濟交渉を以て暴力の  
 誇示であるなどいふは更に右と同様不當の言分であります。

(二二四) 記録一七七八頁

一四、三國同盟

検事 23 頁 (二二五) 頁に於て三國同盟といふ標題を設け第二次近衛内閣の陸軍大臣たりし東條が三國同盟の締結につき採りたる態度につき詳説せられて居ります。

検事が三國同盟を以て日本の侵略戦の準備なりとするの所論については本誌第六節に於て反駁いたしましたから、これと重複することには茲に論じません。唯、検事の證據の引用につき不合理の點を二、三指摘するに止めます。

検事は三國同盟の目的は東亞諸國を隷屬化するものであると言はんとして、日本が一九四〇年八月に蘭領東印度に暴虐を加へんとしたと主張して居りますか (二二六) 一九四〇年八月には日本は蘭印に對し何等要求を爲したものではありませぬ。又、蘭印との交渉は前節に述べた如く平和的のものでありましたから此の引用は失當であります。検事の犯した以上の様な錯誤を一々是正するは煩に堪へませぬ。検事は又此の條約を審議するため一九四〇年九月二十六日の樞密院會議に

- (二二五) 記録四一、九七七
- (二二六) X X I 二五

に於て對米戦争に言及されたことを指摘して居りますが（二二七）三國同盟條約第三條に依れば、若し米國が自衛の必要ではなくして進んで樞軸國に對し攻撃を加へる場合は日本<sup>は</sup>獨逸を援助する義務がおりますから條約の審議としては米國が自衛權なきに拘らず進んで參戰する場合のことを考慮したのは當然でありまして何の不思議もありません。故事は更に樞密院會議で東條が對米戦争の時に要する石油及兵力について説明したことを擧げて居ります。（二二八）證第五五五號に依りますれば東條は石油量は絶対に十分であつたとは言つて居りません。東條は「陸軍の關する限りには於ては手持の石油は將來ある期間内は之で足るが戦争が三年四年と續くときは自信がなからぬ」といつて居るのであります。此の事を檢事の指摘する如く東條がアメリカとの戦争に際し必要な人員は比較的少數で足るといつて居ることを併せ考ふれば更條は當時我國參謀本部の持つて居つた對米作戰計劃といふものを基として答へて居るのであつて、此の參謀本部の平時計劃といふものは防禦的且つ小規模のものであつたことを間接に證明するものであります。此の點は記録二六九八四頁及五頁にある田中新一の年次對米戦争

（二二七）記録四一九七九  
 （二二八）記録四一九七九一〇



計劃と照應するものであります。(二二九)それ故此等の事は検査の立證せんとするよう日本が新なる戦争の企圖に進入したといふことを證明するものではなく、却て三國同盟に拘らず日本の對米戦態度は従前と同じく消極的且つ小規模であつたことを證明するものであります

(二二九) 記録二六、九八四―五

(二二〇) 記録四一、九八〇―八二

檢事は更に東條がその供述書に於て八月四日の閣議で松岡が獨逸との同盟問題を持ち出したことは突然であつたといつた點及一九四〇年七月二十六日の基本國策要綱決定のときに獨逸との同盟は豫想せられて居らなかつたといふことを反駁せんとして居ります（二三〇）  
 然し其の證據として引用するものはウエルマンの文書（書證五三七號）だけでありませぬ。これは前にも既に詳細論じた如く全く信用するに足らないものであります。斯の如き不確實なるものよりも一層確實な一九四〇年七月二十七日の「世界情勢の推移に伴ふ時局處理安綱」の本文を調査する方が確實であります。同要綱には獨逸、伊との連絡を強固にすとの文字はあります。が之と同盟を結ぶとの文字はありません。とかく檢事は好んで出所の不確かな記録を援用せられるのであります。

檢事は日本が獨逸と同盟して僅かの「パンの屑」を得んとしたとの罵詈雑言を用いて居られます（二三一）  
 然しその證據として引用するところのものは僅に書證第五四二號第五四三號であります。之等はワイゼツカーなるものが一九四〇年八月一日に來栖大使と會見したりとして其の状態を外務大臣に報告したもののようであり

(二三〇) 記録四一九八〇一八二

(二三一) X X I 二七 記録四一九八一

ます。此の書面自体に據るも來栖は最初より本國の新なる内閣よりは未  
た何等の報告を得て居らぬと前置をして話をして居るのであります（二  
三二）

實際に本國政府で三國同盟の話が始つたのはその翌九月の四日でありま  
す。八月一日に來栖が本國政府よりその報告を受ける筈はありません。  
それはいづれにしても、本國政府よりの報告を受けずと記載したる書面  
をもつて本國政府の意圖を證明することは餘りにも不合理な證明方法で  
あります。

之を要するに三國同盟問題に關する檢事の主張は餘りにも末梢的であ  
ります。本件に於ける大きな問題としては之か日本の太平洋戦争の準備  
の一部であつたか、若くは之を避けんとする目的を以て締結せられたも  
のであるか（この目的を達し得たか否かは別問題として）の畧れ目であ  
ります。而して此點は前述の如く既に本辯論に於て論じました。

（一五）佛印進駐

（二三三）

檢察側は五二九一三一頁に亘り佛印進駐問題を取扱つて居ります。  
これは此の事件では非常に重要な問題でありますから、辯護人は別に本

（二三三） 記録六二七八

（二三三） 記録四一九八三一八五

辯論の他の場所に於て所見を述べましたから、こゝでは一切議論は省きますが、検事の證據引用の不合理な點につき二つのことを指摘いたします。

その一つは検事は日本大本營は特に「蘭印に軍事的進出を爲す必要上」一九四一年四月十六日に南部佛印進駐の政策を決定したと主張し其證據として記録第一一七五三頁を引用して居ります。依て此の頁を見ますに、検事の言ふ如く「蘭印に軍事的進出を爲す必要上」といふ文句はありますけれども、是れは證據ではなくして、檢察官自身が證據を引用する紹介文であります。検事の引用した文書には蘭印への軍事進出なる文字はありません。一九四一年四月十六日日本大本營で極めました決定には「二、蘭印との密接なる經濟關係を設定する」の文字があるだけでありませす（二三四）

即ち軍事進出とは正反對の事柄が決議されて居るのであります。第二に検事は更に佛印への進出が蘭印進出の跳躍台であつたとして、記録一一七五五頁を引用して居ります。記録中これは書證第六三九號を讀んだ部分であります。

此の書證は一九四一年七月四日附を以てシヨール及トーマスなるものが

(二三四) 記録一一七五二四行目及五行目

盤谷より伯林に宛てた電報であつて、日本外務省の「フルウチ」といふ者より聞いたとして、各種のことを報告し、その中の一部分に檢事引用の意味のことがあるのであります。然し右シヨール及びトーマスが何人であるかは判りませぬ。又日本の外務省内に「フルウチ」といふ者があるかを調べましたが辯護人は未だ搜し當てることが出来ませんでした。然し裁判所に於ても、他の證據に於て既に御承知の如く日本に於ては統帥事項は參謀本部の所管であつて、而も之は絶対秘密である。假令「フルウチ」なる者が外務省の官吏であつたとしても、同人が右シヨールの電報にある如き統帥事項を知つて居つたとは信じられません。果せる哉右電報を見ますれば、其の言ふ所は全部事實に合して居りません。右電報の初めには「沿海洲（北緯太を含み）に進入の目的で日本が對ソ戦争に參入することは切迫して居る」と書いて居ります。此の電報は七月四日でありませんが、本件に於て既に度々引用された證第五八八號に依ればその三日前なる七月二日に於ては日本は兩方へは進出するが、北進は一應取止める決定であります（二三五）

故にソ聯との戦争の開始が急迫なりとは全く偽りでありませぬ。又此の電報の終りには「アメリカの對日戰參加及日本軍隊の輸送妨害及アメリカ

Def. Doc. #2988 N-24  
(二三五) 記録六五六七

海軍勢力の輸送強化は期待せられて居る」と書いて居りますが「フルウチ」なる者が斯様なるアメリカの軍事消息を知る筈もなく、又これも、その後起つたことより見れば荒唐無稽の言であります。

従つて此の電報中佛印進出は蘭印への軍事攻撃の跳躍台であるといふ報道も全く根も葉もなき造言に過ぎません。

(一六) 九國條約に關する東條の見解

檢察官は「九國條約及戰爭一般に關する東條の見解」といふ標題を設け、此の問題に關する東條の態度を不當に批判して居ります(二三六) 九國條約に關する辯護側の主張は、曩に本辯論に論じて置きましたからここには重ねて之を繰り返しません。然し乍ら、日本は殊更に九國條約に違反することを企てたではありません。支那事變は偶然の事件より起り、日本政府の意思に反して擴大致しました。しかし該事件は既に擴大して戰爭ともいふべき大さとなつた以上之を回收するの策を樹てなければなりません。それがため考察せられたのが、かの近衛の原則であつたことは前に述べた通りであります。その精神は九國條約と同様であります。まして、支那の主權を尊重し、東洋の安定を圖るといふ事でありませぬ。

(二三六) 四一、九八五

但しその條項に於て九國條約とも關係を生じましたが故に、日米交渉に於ては此の近衛原則を九國條約の署名國中の近衛原則に理解ある米國の諒解を得、次に他國に及ぼさうとしたのであります。東條に對する反對訊問に於ても、(二三三七)東條は「日本は日米交渉に於て此の條約の一部分の修正に觸れたのであります。即ち日本はアメリカに對し、新秩序の承認、殊に近衛聲明、日華基本條約、日華共同宣言の承認を求めました。」といつて居ります。日本が一方的に條約の廢棄を企てたといふことは正確なる事實ではありません。兎角、檢察官は東條を以て專制主義者と比較するの企てを繰返し試みて居りますが、證據は常にその企ての適切でないことを證明するのみであります。東條は戦争は犯罪にあらずと述べたことさへも引用せられて居りますか、本裁判所の憲章自身に於ても戦争自身を犯罪として居りません。これは東條の人格に對する「皮肉」に過ぎません。法的證據に基かぬものでありますから斯る言葉に於ては辯駁致しません。

(二三三七) 記録三六七九五

## (二七) 國際法に關する東條の見解

檢察側は XX 32 頁 (二三八一) に於て東條が「國際法は或方の意見に委せられ遂行の見地より維持すべし」と述べたといつて此の一句を文章の前後の連絡及之を述べた場合の議題と切り放して引用し、東條の見解が國際法無視にあらつたとの印象を與へんと企らんで居ります。(二三九) 以上の文字は實は舊盟第三六八二號に於るマレー及シヤン地方を泰の領土に編入する事を日本が承認する條約が樞密院に於て審議せらるる際、戦争終結前に領土の変更を承認する事が國際法上許さるるものなりや否やの討議の際の言葉であります。(二四〇) 此の當時東條は、それより一兩年前、ソ連がポーランドの領土を併合し、又ルーマニアの一部を自國に合併した事を英、米も承認し之と同盟迄結んだ事を胸中に有て居つたのであります。(二四一) それでありますから、あのときの答は上に引用されるものだけでなく、その前に「國際法は相手方が之を遵守する限り之を遵守すべきものである」と

(二三八一) 記録四一、九八一

(二三九) これは南被告に對する辯論にも引用せられてあります

(二四〇) 盟三六八二、記録三六四、五八

(二四一) 記録三六四、六二



前貫して居ります。これを引用せねば引用は不完全であります。なほ引用の  
 語の次に「只今の措詞は國際法上全く正しきものと信じた」といふことがつ  
 け加へられて居ります。(二四二一) 後事は文章の初と終りを切り去つて目分  
 の議論に適合する中間の部だけを引用して居るのであります。平和條約終  
 了前の領土の変更が合法である事は、日本と蘇合國との間の平和條約締結前  
 である今日、現に千島がソ聯に併合せられ、臺灣が中國に併合せられて居る  
 事例よりするも疑はありません。東條が國際法上完全に是認せらるるといつた  
 のは疑もなく正當であります。

(一八一) 東條は日米兩巨頭會談の實行を妨げたか

後察官はXX三三頁(二四三)に於て一九四一年八月末近衛首相より提議せ  
 られた、同首相とルーズヴェルト大統領との直接面談の實行せられなかつた  
 事は東條の實際的の拒否に基くものであると曲解して居ります。  
 然しこれも非常に價値のない議論であります。裁判所に於かれても既に御注

- (二四二) 記録一、三六七
- (二四三) 記録四一九八九

それから又

意を賜はつて居ると存じますが、近頃の考へは先づ外代表者間に協定を爲  
 して、而して後、日本政府の責任ある首腦の諒解を求むるといふ方法はその時  
 の要求に達せぬといふのであつた。(二三四一)之に對しルーズヴェルト大統領  
 氏は、基本的且つ主要なる問題についての諒解的討論を爲したる途にあらざ  
 れば兩責任者の會談に届じられないとの意見であつた(二四五)こゝに兩者  
 の間に大なる隔りがあります。この兩巨頭の會談の實現せざりしは實はこの  
 相違の爲めでありまして、東條の態度とは何の關係もなき事柄であります。  
 檢察官は右會談不成立後に於てもなほ東條は支那よりの撤兵を拒みて日米  
 交渉を断じたとして記録三六、二六八頁を引用して居ります。こゝに記録せ  
 られたるものは書誌第二八八五號よりの引用部分であります。之は一九  
 一一年八月四日の連絡會議に關する記事であります。従つてルーズヴェルト、  
 近頃會談不成立及び更に撤兵を拒絶したといふ記録にはなりません。ルーズ  
 ヴェルト、近頃會談が初めて提案せられたのが八月二十六日であります。  
 又東條の引用する記録三六二六八頁即ち書誌二八八五號は連絡會議の決議  
 でありまして東條一個の態度を表明するものではありません。東條は自己の  
 加算した連絡會議の決議については實正を回避するものではあります。

- (二四四一) 第一三四五 B 記録一〇、七六五
- (二四五) 第一三四五 〇 記録一〇、七七四

東條が他の獨裁者と同様、自己一人の意思にて重大なる事柄を決定しつつあつたとの事を印象づけんとするのであつたならば斯の如き引用の方法は全く證據の誤用以上のものであります。

（一九一九年九月六日の御前會議に於ては戦争を決定せるものならず

XX 35 頁（二四六一）に於て檢察官は九月六日の御前會議に於て船舶の徴用を決したとか、一九四一年十一月に戦争をする決意をしたとかいふ事を書いて居りますが之は正確ではありません。此の御前會議の決議は書證第五八八號（二四六一）でありますから檢察官は、もし此の會議で決定せられた事柄を證明しようとするのであつたらばよろしく此の書證の本文及附屬書を引用すべきでありました。

檢察官は九月六日の「戦争の決意を爲した」といふことの證據として東條訪問調書を讀みたる記録第一〇二二（〇）頁を引用して居りますが、此の場合に於ても亦該事は文章の前後の連絡を不自然に切り放して居ります。該事引用の次には此の會議（一九四一年九月六日の御前會議）には戦争を爲すの決定は爲されなかつたといつて居ります。（二四八一）

（二四六一） 記録四一、九九〇

（二四七一） 記録六五、六六

（二四八一） 記録四一、九九二

(二〇)一九四一年十月十二日の近衛邸の會談

右會談については東條陸軍大臣の既に詳細の記載がなされていますからここに重ねて東條副より見たる此の會談の經過を説明する事はいたしませぬ。但XX 37頁二四九一に於て「此事は此の會談に於て「近衛は陸軍大臣東條の意見に屈服し戦争を決意せり」との記載が證據中にあるとして記録第一〇二五七頁を引用して居ります。之は第三次近衛内閣の倒壊に際し近衛自身が書いた記録を移記した部分でありますが、右引用の部分には近衛自身も「もしも自分が此の會談へて假想法の文章を書いて居るのであります。即ち「もしも自分が此の會談に於て陸軍大臣の意見に屈し戦争に決したならば」といつて居るのであります。東條自身の利害は第二としても斯の如き重大なる問題に關し語句の誤つた引用に依り事實の歪曲せらるゝ事を虞れ煩を厭はず之を指摘致すのであります。」

(二一一)第三次近衛内閣倒壊の理由

東條副はXX 三九頁一二五〇に於て第三次近衛内閣の倒壊の理由につき東條が被尋問に於て述べたところと其の及に違ふるところとの間に相違する點がみるといつて之を指摘して居ります。然し乍ら、之も甚だ無端な引用法

(二四九) 記録一〇、二二一

(二五〇) 記録一、九九四

てあります。軍事の訊問に對しては檢事が東條に對し同人が米國との戦争に  
 關して居つた事が側面の原因であるかと訊ねられざるに對し（二五一一）一埋  
 的には然り一と答へて居るのであります。即ち實際  
 的には必ずしもそうでない事が右の答によつて暗示されて居ります。然らば  
 實際的には何が理由であつたかといふ事は東條の供述第七十七項（二五二二）  
 及八十項（二五二五）に依つて知る事が出来ます。即ち日米交渉に於て我要求  
 を貫徹し得る目途ありや否やを断定し得る迄に交渉の手が十分に詰められて  
 居らず、海軍の討戦すべきや否やの決意は不確定であり、九月六日の御前會  
 議の決定は不適當なりし事及不適當なりしにせよ御前會議の決定ある以上致  
 し方がなく、之をやり直す爲めには、その責任者は一旦辭し他の者例へば皇  
 族殿下に依る内閣が必要であるとしたのであります。（二五四一）此の事は木  
 戸日記及木戸の證言にも合するのであります。（二五五一）東條の明白な説明  
 に前後矛盾はありません。公平な考を持つて居る者には實に感嘆の起つた説  
 明である事が判ります。

- （二五一一）記録一〇、二九〇
- （二五二一）記録三六、三〇七
- （二五三二）記録三六、三〇七
- （二五四一）記録三六三〇、七一七
- （二五五一）記録三〇、九三八

（三二） 「白紙還元の御説」

檢察官は四四一頁以下二五六に於て東條が組閣の際天皇陛下より承りたる九月五日の御前會議の決定を白紙に還元して新に廣き見地より事態を検討すべしとの御趣旨を遂行しなかつたこと述べて居ります。之は何等言はずべき證據に基かざる檢察の獨斷でありませぬが、東條被告の天皇陛下下に對する忠誠心如何にも關係致しますから一言その過ちを辯じて置きます。

東條は組閣に際し、賀屋、島田、東郷より新内閣の對米態度に對し質問せられたときはこれ等の人々に對し、新内閣は九月五日の御前會議の決定には關係なく新なる見地に基き研究する專を明言して居ります。二五七一これは東條が白紙還元を實行せんとするの意思のあつた專を證明するの證據の一であります。

一九四一年十月十三日の連絡會議の勞頭の演説に於て東條は新内閣は九月五日の決定に捉はる、專なく各種事情につき再検討すべき旨を述べ統帥部の贊同を求めました。統帥部も之に應じたのであります。（二五八）

（二五六） 記録四一、九九六以下

（二五七） 賀屋については記録三〇、六四八、島田については同三四、

六五四、東郷については同三五、六七一及び二五九一七

（二五八） 記録二五、九二二

これは東條の誠意を証する第二の證據であります。

或る時參謀次長が蘇決定に言及した場合に東條首相は參謀次長を叱責し  
前述の會議劈頭の陳述を繰り返した事さへあるのであります。(二五九)  
これが東條の誠意を証する第三の證據であります。

東條は新なる検討の結果、もし和と決すれば一時期内に不安が生ずる  
かも知らぬ。その場合のため自ら内務大臣を兼攝しました。(二六〇)  
東條がその兼攝した目的が右の通りであつた事は本戸もこれを證明  
して居ります。(二六一)これ亦東條が白紙に還元して國策を検討すべ  
しと決意した第四の證據であります。

入閣の際東條に質問し、白紙に還元して日米交渉を再検討すとの言質  
を述べた野呂も、島田も、東郷も皆連絡會議の籌成員であります。此等の  
者は東條に依りて保證せられたる如くこの籌成員と共に十月二十三日以  
來全く新なる見地に立ちて對米交渉及和戰の問題を熱心に研究したので  
あります。(二六三)

本戸の證言に依れば東條が天皇陛下の指示に依り九月六日の決定を取

- (二五九) 記録二五、九二二
- (二六〇) 記録三六、三一二
- (二六一) 記録三一、〇二二
- (二六二) 記録二五、九二二





然るにその急時の情勢は實に容易ならざるものでありました。乃ち聯合  
 軍の對日經濟包圍の效果は實に豫想以上に深刻であつた。連絡會議の構成  
 員は米國の刻々の軍備増強を驚愕の眼を以て見守つたが如何にしてもこれ  
 は單なる對獨軍軍備蓄のみであるとは考へられぬ。米國太平洋艦隊は遙か  
 以前よりハワイに移動し日本に脅威を與へつゝあつた。聯合軍は明に日本を  
 對象として各種の措置を爲しつゝあつたのである。現に同年九月末にはノ  
 ックス海軍長官は中立法は時代おくれであると言説し、遂に十月二十四日  
 連絡會議開幕中に於て日米衝突は不可避であると言説して居ります。  
 同じ頃スチムソン陸軍長官は航空士官候補生及徵募兵を三倍に増員する言  
 言明しました。而して一方重慶には人を遣はし援助の姿勢を示して居りま  
 す。

英國に於てはサー、ブルツク、ポツバムを英海軍司令官に任命し、同  
 司令官は、十月六日シンガポールに到着し、爾來マニラ、濠洲に飛び設備  
 を整へて居ります。ダフ、クーパーが東亞に來たのも此頃であります。  
 濠洲のカーチン首相は同年十月二十日には米・英・蘭印・ニュージランド  
 濠洲間に共同防禦交渉が成立したと發表しました。(二六八一)

(二六七) 記録三六、三一六  
 (二六八) 三三六六〇

斯る情勢下に於て、國家のため眞に白紙で検討した結果、遂にA案B案を以て對米交渉を爲し、交渉不成立の場合には國家自衛のため起つ用途を爲すことを以て眞實の意味に於ける天皇陛下の御意思に従ふ所以であるとの結論に到達したのであります。これは東洋一個の意思を會議に押しつけたのではありません。連絡會議の決定は政府と統帥部との一致した意見であります。

檢察官は又四四頁「二六九」に於て東條は統帥部に西し、八千萬の日本人の康寧を犠牲にして私意を之に押しつけたといつて居ります。東洋人の心理を解せざる他國の人々には當時東條のもつて居つた苦衷を推察することの出づかぬのは怪しむには足りませんが、之は餘りにも事の真相に反して居ります。木戸日記及木戸の供述に於ても「勅命遵守は凡ての軍人に共通のことであるが特に東條の場合には嚴格でした」と記載して居ります。二七〇「東條自身は貴法廷に於て國民としての天皇に對する感情として陛下の御希望に反せんとするものは一人もない」と陳述いたしました。二七一「斯の如く天皇陛下の御意思を尊重せんとする人々が陛下の平和御愛好の御意思は承知し乍ら、白紙還元の御命令に依り白紙に還元し根本

二二六九一 記録四一、九九九  
 二二七〇一 記録三〇、九八元  
 二二七一 記録三六、五二一

とり専断を検討した結果、自衛のため起つべきを決心するといふ事は容易  
 な事ではありませぬ。これこそ此等の人々が正直に且つ心から國家及天皇  
 陛下のため自衛の行使を可なりと信じたといふ確證であります。  
 檢事は好んで東條とヒトラースを對照せんとしますが、それは笑ふべき  
 真柄であります。兩者の相違は實に著しいものがあります。東條は一つに  
 は天皇陛下の御意思を尊重して居つたこと、二つには事を決するには獨斷  
 せず、連絡會議、御前會議、閣議等の決定に従つて行動したことが顯著に  
 證明出来ます。殊に歐米人にも容易に御了解を乞ひ得る事は彼は常に自己  
 一個の意思で事を決して居りませぬ。常に連絡會議、御前會議又は閣議と  
 いふ機關で事を決定して居ります。此の決断方法こそは兩者の類似性に關  
 する檢査の議論に對する動かすべからざる反證であります。

(二三) 甲案及乙案は日本の最後の言葉にあらず

檢察官は東條がキーンソン検事の反對訊問に際し甲案及乙案は日本の米國に對する最後の言葉にあらずることを答へたといふことと、東郷外務大臣が此等の案を以て書證第一一六三號(二七四)等に於て日本政府の外交關係改善のための最後の努力と言つた言葉と對照して、東條供述の信憑性を衝く爲めの最大努力をいたして居るのであります。(二七三)

東條本人も當時外務大臣は在米日本大使に對し甲案及乙案を最終的申出と稱して通譯したことは、之を争ふものではありません。東條の言はん、と欲するところは一國の首相として之をもつて固定的の「最後の言葉」即ち「ラストワード」として居つたのではないといふ點であります。

キーンソン検事が力をこめての質問に對し東條が答へた言葉として英文記録に「ビ、ブライム、ミニスター、ハズ、ヒズ、オイン、マインド」と出て居ります。(二七二)A) ここで「マインド」と云ふ文字は日本語で東條が「肚」といふ言語を使つたのを翻譯した文字でありますが、此の日本語の「ハラ」といふ言葉は丁度一字で之に相當する英語は發見せられませぬ。

(二七四) 記録一〇三一五

(二七三) X X I 四六、記録四二、〇〇四

(二七二) A) 記録三六、六九九及三六七四〇

マインドといふ翻譯は未だ十分にその意味を盡して居りません。もしインテ  
 ンション、アト、ビ、ボトム、オブ、ワンス、ハート」又け「ラチチユード、  
 オブ、マインド、インビ、ラスト、リゾート」といふような句を以て代用す  
 れば、やや之に近きものとなると思ひます。此等の案は、本來外交交渉の一  
 案でありますから、先方の態度に依り最後の取捨のあることは當然でありま  
 す。世間で行はる、取引に於ても「これが最後の申出であります。採否は御  
 自由に願ひます。」と云つた所で「これが取引の最後といふものではありま  
 せぬ。此のことは東條一個の心のなかに藏した考といふだけではなく、更に  
 之を外形に現はした事實として證明の出来るものがあります。それは一九四  
 一年十一月二日に東郷外務大臣がこの甲案及乙案に同意の通告をした際、東  
 條首相は東郷外務大臣に對し米國がA案又はB案に對し受入の態度（レセプ  
 チイブ、アチチユード）を表示したと言は交渉成功のため日本政府の再考  
 廣を爲すよう東郷を支持することを約束した事實であります。（二七五）  
 此の約束は、東郷及東條が宣誓して之を證明するのみならず、山本熊一證人  
 も亦その證言中之を補強して居るのであります。（二七六）

（二七五） 記録三五、六九七及び三五七一五

（二七六） 記録二五、九五

以上にて依て此の問題に關する東條の發言には何の矛盾もなきことが判明する  
と存じます。

被告嶋田も亦、日本の運命に關し責任ある人々の間の右同一了解と同一主旨を  
を證言して居ります。曰く戦争をするには常に相手方といふものが要る。相手  
手方の行動と態度如何によりて戦争の開始は決定せられるのである。(二七七  
七)これははいつれの國に於ても考へられねばならぬ所であります。吾々は東  
條が、同様の、又は矛盾撤着の發言を爲したといふ檢事の攻撃には同意する  
事が出来ぬ事を讀んで裁判所に上申するものであります。

(二四)ルーズベルト大統領の親電。艦隊に對する命令の取消は可能なりし  
や  
檢察官(二七八)は十二月八日の早朝東郷の訪問を受け米大統領の親電到着  
の事を知らされ乍ら従前の許劃を變更しなかつたことを指摘し、之は何時  
にても艦隊に對する命令を取消すといふ決定と全く抵觸するものであると稱

(二七七) 記録三四、七五四

(二七八) x x i 四八 記録四二〇〇三

へて居ります。

ルーズベルト大統領が親電を發したといふことだけで交渉妥結といふ譯には行きません。假りに此提案が無條件に受入れられることの出来る性質のものとするも此の親電に對しては、通例の手續に依り検討した上受納の意思表示をしなければ艦隊の行動に關する命令を取消す時期には到達しません。眞珠灣の攻襲のあつた時間、即ちハワイ時間一九四一年十二月七日午前七時五十分は東京時間同月八日午前三時二十五分でありませぬ。東郷外相が大統領の親電寫を携へて東條首相を訪問したのは同日午前一時五十分より暫く後のことでありまして、東郷が陛下に謁見したのは三時より三時十五分迄の間、その宮中を退出歸宅したのは三時三十分であります。(二七九)即ち此の時は既に眞珠灣攻襲開始より五分後になつて居ります。此の状況に於て又日本に於ける手續了知の上で考へれば東條は其の爲した以外に他にやり方はなかつたのであります。東條が東郷に對し「時既に遅し」といつたのは當然であつて、従前の戦争の準備又は行動の命令に附してあつた、取消の條項と臺も抵觸するものでけありません。

(二七九) 記録三五、七二八

(二二五) 京條が「責任あり」と言ひたる場合の眞意

京條が責任ありと言ひたる意味は其の事柄が政治上又は行政上、自己の責任に歸すと云ふ意味であつて、法律上の意味でないことは京條口供書に於ても述べたところであります。(二八〇) 檢察官はxx四九頁(二八一)に於て京條が眞珠灣攻撃につき自分が第一の責任者であると述べたことを引用せられて居ります。誤解を避けるために重ねて申上げますが、檢事訊問書に於て責任ありと云つた場合に於ても口供書に於て同様に云つた場合にも、その意味に於ては全く同一であります。

檢事聽取書に於ても眞珠灣其他の攻撃を以て國際法上の犯罪なることを認め自らその刑法上の責任を承認したといふ意味では決してありません。その證據に同じくファイリ―檢事の質問に對する答へとして、京條は、當時に於ても右明瞭が自衛隊の行使なることを主張して居ります。(二八二) 又京條は當時より日本の開戦がケロッグ、ブリヤン條約にも、海牙條約にも違反せざること強く主張して居ります。(二八三) 斯くの如く一方此等が犯罪であ

(二八〇)  
(二八二)

記録三六、一七三  
記録一〇五〇二

(二八一) 記録四二、〇〇五  
(二八三) 記録一〇、五〇四



ることを否定し乍ら、他方自己に責任ありといふのでありますから、その責任といふことは法律上有罪なることを認められた自認でないことは明かでありませぬ。

日本の政治組織に於ては行政上の責任は極めて汎く解するのであります。或者の職務権限内の事柄は當人が之に關與したか否か、關與し得たか否かを問はず其者に責任ありとせられるのであります。例へば或者が新なる職務に任命せられたが、其の職務地が遠隔なる爲め其任地に着するに數日を要することがある。此場合新に任命せられた者が任地に到着する迄の間に其の職務内に於て或る事故が発生したとすれば、此の場合未着任の新任官吏はやはり責任者とせられる。又或る地位の下に統轄せられる事務は非常に多く、其統下の人員も數萬、時には數十萬に上ることも稀ではないが、かかる場合に於ても統轄の地位に在る者は統下の總ての事件につき行政的の責任者であります。法律上の責任は、法律組織の如何に依つて多少は異なるが、いつれの組織に於ても右の如き形式主義に基く刑法はない。或者が自ら干與したか、又は干與し得た場合でなければ責任を問けないのであります。

東條が自己に責任あつたと云つたのは前記日本陸軍及び日本の政府の組織上

用い來つた行政上の責任でありまして刑法上の意味を有つものではありませぬ。彼が責任ありと云つた場合に於ても、それが刑法上の責任を構成するや否やは更に證據に依り決定されなければなりません。

(二六) 大東亞政策の眞の意味  
 日本の歴代内閣の考へて居つた大東亞政策なるものは眞實東亞の被壓迫民族を解放し、道義に基く共存共榮の世界を東亞に建設するのであり、して、本來に平和的手段に依るのであることは實に東條被告其他日本政治家の深き信念でありました。然るに檢察官はxx五二頁の七十三節(二八四)の後段及xx五二頁の七十六節(二八五)に於て、一九四二年一月二十二日第七十九議會に於て東條及東郷が爲した演説の一節中に「大東亞の防衛のため絕對に必要な地方は我が勢力内に置かねばならぬ」といつた點を捉へて、大東亞政策そのものが本來侵略的性質のものであつたと論じて居るのであります。之は太平洋戦争の本質に關する重大なる誤解に原因して居ります。此點は實に重大なる事柄でありますから、十分に裁判所の御諒解を得たいと思ひます。

太平洋戦争は屢々言ふが如く我國の自存自衛のために行はれた戦争であつて、當初より大東亞政策實行のために行はれた戦争ではありませぬ。宣戰の詔勅に於ても一語も共榮圏の建設といふことは言つて居られませぬ。

(二八四) 記録四二、〇〇六  
 (二八五) 記録四二、〇〇八

ここよりしても既に明白であります。これより先、一九四一年十一月二十九日の重臣會議に於ても、或る重臣は「目衛のための戦争でめつたならば、縱令敗戦を豫期するも之を始めなければならぬ。然し乍ら、所謂大東亞政策のために戦争を始めるといふことは危険千萬である」といつて居りました。(二八六)一九四一年十二月十六日に開かれた開戦後第一の議會たる第七十八議會に於ても政府よりも、議員よりも大東亞共榮國の建設のために戦ふといふことは論を言及して居りませぬ。然るに此の戦争は當初に於ては我國に有利に發展しました。一九四二年一月十一日に我軍は東印度に進入し、十五日にはボルネオにも進入し、一九四二年一月に於てはマレー半島、フィリッピン、の戦定も極めて近いものと豫想せられました。ここで此等占領地の處分、戦争終結後の東亞の形勢についても考を廻らす必要に迫られたのであります。他の言葉で言へば戦果と牽制して戦争目的を考へて置く必要に迫られました。ここに於て豫てより日本の理想でめつた、大東亞建設の思想を之に應用したのであります。

この關係を東條は次のように言つて居ります。「右武力行使の動機は申すまでもなく日本の目存自衛にありました。一旦戦争が開始せられた以後に

(二八六) 記録三六、三六七

於ては日本は從來採り來つた大東亞政策の實施、即ち東亞に共榮の新秩序を築設することに力めました」と。(二八七)戰果收集の一環として共榮圈を設定することを考へる場合に於ては、此の共榮圈自体を保持するたぬに共榮圈の防衛上絶對必要なる地點は之を我國に於て確保するの必要を生じたのであります。

他の例を以て説明すれば一九四三年夏には英、米間には大西洋憲章を協定し(二八六)、廣く全世界に之を發表して居ります。これには兩國共一領土の擴張を求めず」といつて居ります。而して聯合國は總て之に贊同の意を表したのであります。戦争結末の方法としては、米國の如きでさへも、沖繩を確保することを必要としたのであります。これは東條が此の戦争が我國の勝利を以て終結する場合に於ける構想として一定の占領地點だけを我が手中に保持他の全東亞地域の各民族を獨立自治の立場に置かんとしたのと同様の必要より生じたものと解すべきであります。聯合國が沖繩を確保することが大西洋憲章を侵略的のものであることを證明しないと同様に、大東亞共榮圈の保護のため東亞の一定地點(例へ

(二八七) 記録三六、四六八  
(二八六) 記録三六、四六五

ばシンガポールを戦勝の場合我方に保持せんと考へたとしても、それが爲め逆つて、戦争を豫期せざりし以前の大東亞の理想が侵略的のものであつた證據とはならないのであります。

(二七)、平和協約前の占領地の併合

機務官は一九四三年八月に我國がビルマに對しマレーの一部を讓渡する約束を爲したことを以て、自己に屬せざる他人のものをビルマに渡したものであるといひ、此の措置を以て共榮圈の思想か道義に基かさる一例と致して居ります。(二八九) 然し今日の國際法上敵國の土地の一部を終戦前に他の國家へ讓渡せらるゝことを承認することは違法ではありません。ソ聯がポーランド及ルーマニヤを併合した前例は言ふに及ばず(二九〇)、カイロ協定及ヤルタ協定に於て我國の領土の一部が他國に讓渡せらるゝことを米國が承認したることを以て米國を侵略國と非難するの論は未だ出て居りません。

(二八九) X X I 五 四、記録四二〇〇九 (二九〇) 證二二三二七、二三二八 (二九一) 記録四二〇〇九 (二九〇) 證二二三二七、二三

いふものは眞に道徳的のものでなかつたといふ意味を述べて居ります。

然し乍ら、日本の戦つたのはフィリッピンに對してではなくアメリカ合衆國に對してでありました。たゞフィリッピンは當時合衆國の屬領としてその占領下にあり、フィリッピン人の軍隊もアメリカの軍司令官の下にありましたから、従つて戦禍がこれに及んだのは實に餘義ないことでありました。日本の敵としたのはフィリッピン人ではありません。それ故、最初にマニラを占領した本間將軍はフィリッピン人に對し我々に忠誠を誓ふ者は敵と認めざる旨を官言し、戦争繼續中なるに拘らず、俘虜は之を釋放し且つ又之に適當なる職業をさへも與へました。比島人は之に對し非常なる感謝の意を表して居りました。(二九二) 證人村田省三の口供書たる第三一〇二號はタペナー檢察官に依つて異議を申立てられ、削除せられた部分を除きその他の部分は朗讀せられざる部分も證據として引用せられ得るものと存じます。此の證據の第四頁に依れば比島の憲法の制定はラウレル氏等の意見に依り憲法修正の委員會が出來て一九四三年十月十四日にその草案を得之に依り國民議會を召集し、大統領の選舉等を合法的に行つて居るのであります。此の憲法は本法廷にアイデンチフィケーションのため

(二九二) 記録二七七六五一六

三六七八號として提出せられたものであります。ラウレル氏以下は總て比島人の輿望を荷つた政治家であり、此の憲法の制定が比島人の意思に反したものであると云ふ事實はありません。

左に右村田の供述書の第4項に於ては東條のフィリッピン獨立に關する聲明は非常に比島人に喜ばれたとあります。村田は東條が如何にフィリッピン人に敬慕せられたかの一例として次の一事例を陳べて居ります。「それは東條首相がフィリッピンに來られた時に起つた事柄であります。東條首相が飛行機から降りて直ぐ大臣連が出迎へのため集合して居る所に行き一同と握手をしたが、之は軍司令官等と全然違つた態度で彼等は非常に喜びました。その翌日十數萬人集つたところで演説をした後、近くのホテル迄、待つて居つた自動車に乗らず、群集の中を會釋し乍ら歩いて歸りました。之は危険を念頭に置かず、フィリッピン人と一語にやらうとする態度の現はれて、フィリッピン人は心から之を喜びました」といつて居ります。ただ、戦争の末期に至り米軍がルソンに上陸し、同全島が戰場となつたため、比島人の財産には甚大なる損害が生じ、所在に發生したゲリラ作戦に對しては報復手段が用ひられる等のことがあつたことは遺憾であります。之は固より日本指導者の欲するところではありませんでした。比島の獨立



完成とその繁榮を願ふことは東條はじめ日本首腦者の心からなる念願であり、且又現在に於てもそれには少しも變化はありません。當時比島側に於てもこれが諒解されて居つたことは大東亞會議の際に比島代表者の爲した演説に依つても明白に證明せられます。(二九三) 要するに大東亞各地に於ける解放及新建設は檢察官の指摘する如きものではなく、それより一層高き理想によりて支配せられたる觀念であります。現時を以て未だ此のことが世界の一部分に諒解せられざることには我々の非常に遺憾とする所であります。

(二九三) 記録一八、〇九一

## (三九) 泰國に對する援助

檢察官は一九四〇年十一月即ち第一次近衛内閣の初期に於て我國が泰國と經濟關係を結び同時にその失地を回復することを約束したことを以て東亞共榮の思想を攻撃して居り、<sup>(三九四)</sup>獨立したる兩國の間、平和關係の下に友好的に國際條約を結ぶことは少しも怪しむに足りません。檢察官は證第六一八號のAの一部を引用して居ります。が、檢事引用の部分の次には「ピブン首相は我々の申出を完全に受諾した、それ故我々は彼等の失地回復を援助するに決した」とあります。檢事は此のところを削除して引用して居ります。檢察官は泰國の我國に對する讓歩の報酬としてケントン、モンバンを同國に讓渡せりとして、證第二六八一號、記録第三六四五八頁を引用して居りますが、ここに引用せられた證據は日泰文化協定でありまして、領土の讓渡とは何等の關係もなく兩國間の友好及文化關係を密接にした條約であります。前記の二洲を泰が併合することを日本が承諾したのは檢事の引用する一九四〇年十一月の決定よりは四年も後であつて、太平洋戦争が始まつてから三年目である一九四三年八月一日のこと、前の四相會議とは全く別の事柄であります。證第三

(三九四) XXI 五四—五 記録四二〇〇九—一〇

(二九六)

六八二號自体が之を證明いたします。

檢察官はXX五五頁(二九七)に於て更に繰返し戦争終了前の占領地の譲渡承諾を違法なりと言つて居りますが、之は前にも指摘した通り世界の  
大國であるソ聯がポーランド及ルーマニアを併合したことを今日違  
法として取扱はれず、大東亞戦争終了前、千島、樺太、臺灣、澎湖  
島に對する日本の占領權は他國に譲渡され、關東州の租借權も同じ  
く譲渡され、世界の  
大國アメリカ、イギリスも承諾し、當法廷に代  
表を送つて居る十一ヶ國の内の一國よりも之を違法であるといふも  
のはありません。當年我國が曾て泰國が他國より掠奪せられたる土  
地を、その侵略者の手より、元の持主の手に歸へしたことは、道義  
に基く新秩序建設のために、當然爲さなければならぬことでありま  
した。法律上よりいふも、道徳上よりいふも非難さるべき點は發見  
せられませぬ。

(三〇) 馬來半島及(二九八)半島に於ける事件の責任

檢察官XX五六頁(二九八)に於て先づ東條が一九四四年の二月から七  
月までの五ヶ月の間參謀總長であつて、此の間統帥權内に起つたこ

(二九六) 記録三六四五八

(二九八) 四二〇一一

(二九七) 記録四二〇一一

とにつき行政上の責任をとるといつた言葉を引用し、マレー半島、  
 バタイン半島に起つた事件の責任を追及して居ります。バタインの  
 事件はXX六一頁にも言及されて居ります。

検事のいふ如く兩事件はいづれも陸軍大臣の設置した俘虜收容所  
 へ俘虜が收容せられる迄に起つた事件でありませぬから、参謀總長の  
 責任であることは、検事主張の通りであります。マレー半島に起  
 つた事件は山下將軍がマレー半島に於ける作戦中のことであつて、  
 これは一九四二年の二月に起つた事件であります。バタイン半島の  
 事件は本間將軍が一九四二年四月同半島に於て作戦し軍隊にして降  
 服したものをサン、フレチオン收容所に連れて行くまでの事件で  
 あります。證第一二八號は東條英機の歴てありまして、之に依り  
 明なる如く東條の参謀總長であつたのは一九四四年の二月より九日  
 迄であります。右兩事件はいづれも東條が参謀總長となるより約二年  
 前の出来事でありませぬ。参謀總長としての東條の責任には寸毫も關  
 係はありませぬ。唯一九四三年五月に此等の地方へ東條が出張した  
 際に、之を調査したのは、自己に責任があるからといふ譯ではなく  
 人道的の問題は如何なる場合に於ても之を調査し解決するがよいと

(二九九) 記録二〇一六

(三〇〇) 記録二〇一八

考へたからであります。

パターン半島の事件に關しては檢事は後にXX六三頁に於て再論して居りますが以上の説明を以てこれが東條の責任外の事であることが明白でありますから、右頁の記載については重ねて反駁いたしませぬ。

(三一) 東條は俘虜に強制労働を命じ、之に侮辱を與へ、その他之を虐待すべきことを慫慂したことは末だ曾てありません

檢察官はXX五七頁に於て「陸軍大臣として採用したる諸手續」といふ標題を設け、東條が俘虜の取扱に關し、國際法、國際條約に違反し、俘虜を凌辱し、將校及準士官に強制労働を命じ、其他國際法上禁止せられたる業務に對し俘虜の勞務を使用したと稱し、各種の書證を引用して居ります。東條が俘虜の待遇等に關し採つた手段は本辯論の他の節に於て取纏めて述べてありますから、ここには重ねて反駁することを省きますが、檢事の書證の誤つた引用其他明白な誤解に對しては、裁判所の御注意を喚起して置くことが事件の歪曲を避けるため必要であらうと存じます。

(三〇〇) 記録四二〇一八

(三〇一) 記録四二〇一二

(A) 壽府條約の準用の問題

XX五八頁に於て檢察官は記録三六四一八頁を引用し俘虜處罰法修正は  
 壽府條約の違反であると主張して居ります。然し此の引用は正確であ  
 りません。記録三六四一八頁で東條の用いた言葉は「以上は總てゼネ  
 バ條約を準用す」といふ考へに基いたものであるといふのであります  
 ところに準用といふのは本法廷で屢々問題となつたように證第一四六七  
 號、一九五七號、三〇七〇號等に「ツウ、アブライ、ムタチス、ムタ  
 ンチス」といふ留保文句から來て居るのであります。檢察官は俘虜處  
 罰法のどの條項がゼネバ條約の精神に抵觸するのであるかを明示しま  
 せんが、右法律の修正はゼネバ條約第四十五條の精神に違反するこ  
 ろはありません。同條約準用の日本の言明と何等矛盾はありません。  
 (B) 俘虜を朝鮮に收容した問題  
 檢察官はXX五九頁に於て書證第一九七三號を引用し俘虜を朝鮮に收容  
 することにつき陸軍次官が同意を與へたことを擧げて居ります。東條  
 は次官の爲したことにつき行政上の責任を同遊いたしません。

(三〇二) 記録四二、〇一三  
 (三〇三) 記録四二、〇一四

たゞ右證據は俘虜個人に對し侮辱を與へる意味は少しも含んで居りません。戦争の常として戰場に於て勝つた者が戰敗して降服した軍隊を俘虜とする場合が多いのでありますから、數千の俘虜を朝鮮に送ることが、朝鮮人に對し日本の戰勝を示す所以であるといふことが記載されて居るだけではありません。ゼネバ條約第二條第二項は、俘虜個人に對し侮辱を與ふる意味を以て之を公衆に示すことを禁じて居るだけではありません。

實際に此等の俘虜が釜山又は仁川に於て多數の人の前に示されたといふことは、之は東條の責任に關係のないこととであります。此等の俘虜は書證一九七四/A 即ち昭和十七年五月十六日附「兩方總軍司令官ニ對スル通牒案」(記録一四五—一八)にもある如く兩方總軍の下にあつたのを海上輸送をして來たものであります。此等の輸送は我國に於ては統帥部の責任であつたことは喜野證人の證言した通りであります。(三〇四)

釜山及仁川の埠頭に到着後、朝鮮内地の收容所に收容されて、初めて陸軍大臣の責任となるのであります。

(三〇四) 記録三八、七七三

(d) スキッツル公使よりの抗議

検事はXX五九頁(三〇五)に於て特に証第二〇二五號(三〇六)

を引用して、一九四二年スキッツル公使が英

國大使の要求により、或る新聞に掲載せられた道路を掃除しつゝ、ある倅慶の寫眞につき我方の注意を喚起した書面を引用して居ります。東條は特に人道を重んじ自己並に他人の名譽を尊重する人物でありますから(三〇七)斯の如きことは最も東條の意思に反したことであります。此等のことは、倅慶情報局の一週二回の會議に持出され(三〇八)檢討の上、情報局より各軍の司令官に通知し調査を命ずるのであります(三〇九)。

爾來、同様のことが再び發生して居りませんのは、之については適當に處理されたのであります。

(三〇五) 記録四二、〇一四

(三〇六) 記録一四、七五四

(三〇七) 証一九八一A 記録一四、五六〇

(三〇八) 記録一四、五六五

(三〇九) 記録一四、五六四



(ウ) 一九四二年五月三十日の東條の演説（證第一九六〇號）

檢察官はXX六〇<sup>(三三三)</sup>に於て東條が俘虜に強制労働を命じたことの證據として、右標題の演説を擧げて居るのであります。檢察官の指摘する俘虜を「有用に使用する」といふ字句の中には強制労働といふ意味は含んで居りません。加之、この訓示には人道の法則に反せざる限りといふ制限的の文字さへ附いて居るのであります（三一

(E) 一九四二年六月二十五日の東條の演説（證第一九六二號）

檢事はXX六〇頁（三一二）に於て右同様東條が強制労働を命じた證據として標題の演説を引用して居りますが、檢事引用の同證の字句中にも、強制労働といふ言葉又は之を暗示する言葉は一語もありません。之に反して「諸官は俘虜の處理に當つては固より諸條規に遵由し、之か適正を期し、公正なる帝國の態度を如實に、中外に宣揚せざるべからず」といつて居ります。

(三一〇) 記録四二、〇一五

(三一) 記録一四四二、三

(三一二) 記録四二、〇一五

右東條が俘虜處理の「諸條規」と指示強調した中には博愛の心を以て俘虜に接すること又強制勞働を禁止することの規定を含んで居るのであります（三一三）。

(F) 一九四二年七月七日の新任俘虜收容所長に對する訓示（證一九六三號）

檢察官はXX六〇頁（三一四）に於て前同様の目的で、標題の訓示を引用して居りますが、此の訓示中彼等の人力と技術を最も有用に利用せよといふことは毫も強制勞働を意味せず、暗示も致して居りません。そればかりではなく、右證據中檢事の遺脱した部分には「諸君は俘虜の處理に方りては固より諸條規に違由し、之が適正を期し公正なる帝國の態度を如實に中外に宣揚せざるべからず」といつて居ります（三一六）。

(G) 一九四二年十月の通牒（證一九六一號）

（三一三）證一九六五

（三一四）記錄四二〇一五

検事はXX六〇頁(三一五)に於て東條が將校及準士官に對し法規に違反し強働勞働を命じた證據として標記の證據を援用して居ります。然るに此の援用に際しては不思議にも「自發的」に希望すればの一字を省略して引用して居るのであります。右通牒の本文は次の如くなつて居ります。

「俘虜の健康保持等に鑑み此等(將校及準士官)に對しても其の身分、職能、体力等に應じ自發的に勞務に就かしめたく」(三一六)とあるのであります。

(五) 一九四二年十月の東部軍參謀長の俘虜勞務使用を許可せりとの攻撃(證第一九六七號)

檢察官はXX六〇及六一頁(三一七)に於て東條が俘虜を禁止勞務に使用した證據として標題の書證を引用して居ります。然し乍ら檢事の指摘する勞務は禁止勞務ではありません。此の書證には勞務の種類として港灣荷役、運河の建設、生産力の擴充を擧げて居

(三一五) 記録四二、〇一五

(三一六) 一四、四二五

(三一七) 記録四二、〇一五

りますが、此等はいづれも禁止勞務ではないのであります。唯、勞務使用の場所の中で生産力擴充軍需産業勞務工場等を擧げて居りますが、日本に於て軍需品といへば極めて廣き意味でありまして、軍用の被服、毛布その他の日用品も此の中に入ります。斯の如き工場の中で生産力擴充の仕事をすることが許されたのであります。

日本で俘虜をゼネバ條約三十一條にあるよりを眞の軍用品を製造することを使用したことは未だ會てありません。機密保持の見地よりするも、それは出來ないのであります。もし左様なことに縱令一人でも俘虜を使用したことがあればこの長き裁判の中に誰か一人でも斯様な業務に使用された俘虜が證人として出るべきであります。斯様な證人は未だ會て一人も喚問せられなかつたのであります。檢事が右書證第一九六七號の譯語の文字解釋のみで此の重大な事實を證明せんとする企は眞に行過ぎた企てであります。